

府官 三四四
 府家 三四八
 兩面爾 三四七
 二上山 三四六
 二綾フタヤ 三四九
 佛足石體 三四〇
 ふもだし 三四一
 穂 三三七
 梓 三四一
 信マ 三三九
 まば通用 三四二
 まぐし 三三九
 ますみの鏡 三四六
 ませ(令座) 三六一

眞袖 三四五
 眞そほ 三四二
 待酒 三三七
 まぬらる奴 三四九
 眞榛 三四二
 まるくそまる 三四〇
 申さむまゐらせむ 三四五
 監 三三五
 みきニ通フ 三四七
 御笠 三四六
 美義 三四六
 京兆ミヤトツカサ 三四七
 御しほ 三四六
 み袖 三四五

水 三七八
 鮫ササ 三四三
 美禰良久埼 三四四
 みはなだ 三五二
 耳なしの池 三三〇
 宜イキツカヘ 三四四
 宮をみな 三五六
 むむを 三三〇
 むう通用 三四二
 無何有のさと 三四〇
 行カハシ 三九五
 無心所著歌 三四八
 むすぶ 三三五
 むなぎ 三四二

天木香 三四〇
 女餓鬼 三四〇
 目豆兒 三四三
 もはト云フベキニ似タル 三四〇
 或モシ 三四〇
 含モダス 三三六
 もだすもだる 三三二
 もちもて 三三九
 ものにいゆく 三四三
 もむ楡 三四一
 百千鳥千鳥 三四七
 森 三四六
 もりはむ 三四七
 やよ 三三七

やよ	三五六
やし	三四四
やすやすも	三四三
八十のちまたのゆふけ	三六一
やどかくふ	三四四
破夫利 ^{ハブ}	三四三
山の井	三七三
やら	三四七
也良乃琦	三四二
由縁	三七七
ゆひはた	三三六
ゆふ肩衣	三三六
よや	三四三
よすが	三四六

よち子ら	三三九
ら	三四〇
リ	
力士まひ	三四〇一
所 ^レ	三五六
漣	三三八
連體格ノ代ニ終止格ヲツカ	
ヒタル	三三五
	三四六
	三四九
	三四三

連體格ノ代ニ終止格ヲ	三四六
ろよ	三四七
わかへに	三四〇
若子	三四九
わきくさ	三四四
和之	三四二
ゐねし	三四六
諾 ^ヲ	三四三

をぞ	三三七
をやほだてを	三四二
小集樂 ^ヲ	三七六
小集樂ノ例	三七五
をち方	三四九
丁女 ^{ヲトメ}	三四八
麻績の兒	三四四
麻績服部	三四四
をりをりて	三四三

荷葉ヲかしはトセシ事	三四八
檜ヲかしはトセシ事	三四七
僧ガ鬚ヲモ剃リシ事	三四五
船ヲ染メシ事	三七六

卷十七

ア

あかにする	三四八	頁
あかにと	三五九	
秋の葉	三五六	
朝びらき	三六〇	
葦つき	三四二	
あしひき山ノ代ニ	三六九	
輕 <small>アツル</small>	三五二	
あぶみつかすも	三四四	
あへて	三五三	
塘 <small>アヘテ</small>	三五五	
あへてな	三六四	
あまそそり	三六一	

イ

網さす	三五〇
あゆの風	三六六
あゆひたづくり	三六〇
あらしあらしき	三五四
あらし男	三五五
荒津	三四〇
ありがよひ	三四九
ありさりて	三五九
ありたもとほり	三六三
闇神	三五七
依々	三五〇
遊藝	三五五

ウ

いきづきあまり	三六九
伊久理のもり	三五〇
いたけく	三四四
一時	三四九
一絶	三五五
いはひべするつ	三五五
いや年のほに	三五三
いらなげく	三五六
いりたち	三五八
一種ノ序	三四九
一種ノ枕辭	三六七
うがはたつ	三五九
うき橋	三四三
うさか川	三四二

萬葉集新考 卷十七 ことばの栞

四八三一

羽爵	三五六一
うたがたも	三五六
宇知久知夫利乃	三五九
うち橋	三四九
うちはめて	三五三
うちゆかな	三五三
鶉なくふる家 <small>へ</small>	三五〇
うなび川	三五九
うらごひし	三六三
宇良奈氣	三五八
うらぶれ	三五八
云爾	三六一
雲疊 <small>ウイ</small>	三五六

氏ニさヲ添ヘタル

三六一

エ 葉端

三五五

淹留

三六二

オ

おくか

三四三

おくかもしらす

三四八

おく妻

三五〇

おとこゑ

三五六

太沼郡

三四九

大宮所

三四三

おもほゆ

三五五

おもひすぎめや

三六〇

おもひやる

三六一

おもへこそ

三五九

おもほすらめや

三五六

おもほゆ

三五五

おやじ

三五九

およづれ

三五六

か、、、や

三五六

かい添辭

三五七

解頤

三四八

解咲

三五五

毫

三五七

好去而

三五五

幸也辱也

三五七

かかす

三六〇

香島津

三六四

かすなき

三四六

カ

かた湖

三五九

かたかひ川

三六〇

片まつ

三五二

片よりに

三五九

かち間

三四二

がね

三六七

かひ

三五九

かへりにだにも

三五〇

かむからならし

三六〇

かむからや

三五六

かむさび

三六一

かむながら

三六〇

かむび

三六三

かむび

三四七

萬葉集新考 卷十七 ことばの葉

かもかくも

三五七

かる(獵)

三六〇

含弘

三五四

含章

三五二

翰苑

三五〇

歸鴻

三七六

きそひ

三五二

君はあれども

三六七

藥獵

三五二

くに故郷

三六〇

國つ御神

三五六

くにの都

三四九

くぬちことごと

三六五

供奉

三五五

熊來

三六四

くもゐ

三六二

くら谷

三五三

活動格、靜止格

三五〇

逕

三五五

桂

三五二

藝

三五五

禊飲

三七六

けく

三五五

三五六

三五〇

三六七

氣多大神宮

三六四

けながし

三六七

叶

三五七

ければ(來有者)

三五六

臉

三五二

儉從

三四九

袿服

三五二

言無不酬

三五五

姑

三五三

扣寂

三五二

ここしかも

三六一

心ぐし

三五六

心ぐしめぐし

三五七

こころど

三五〇

ケ

袿飲

三七六

けく

三五五

三五六

三五〇

三六七

コ

氣多大神宮

三六四

けながし

三六七

叶

三五七

ければ(來有者)

三五六

臉

三五二

儉從

三四九

袿服

三五二

言無不酬

三五五

姑

三五三

扣寂

三五二

ここしかも

三六一

心ぐし

三五六

心ぐしめぐし

三五七

こころど

三五〇

サ

心やる

三五二

こしの海

三六七

姑洗

三五二

こそ、、き

三六七

事とりもちて

三六〇

ことはたなしれ

三五六

こひしけくけながきものを

三五七

こひすべなかり

三五七

衣手ををり返す

三五四

裁

三五〇

藻

三五五

造酒歌

三六三

好去而

三五三

射

三六四

萬葉集新考 卷十七 ことばの栞

シ

さならべる

三六二

さぶし

三六〇

さまねし

三六〇

さ山田のをち

三六一

山柿

三五五

三清

三五二

し、しき

三五四

しかのみに

三五九

使君

三六三

而則

三五〇

したごひ

三五四

したゆ

三五〇

七武

三五六

四度の使

三五九

四度の使

三五九

信濃濱

三六七

しぬぶ

三五七

し乃び

二五三

しひにてあれかも

三六三

澁谿

三五三

しみに

三六七

しめらに

三六八

寫

三五九

章

三五三

上巳ウツヒ

三六二

情神

三六六

爵

三五七六

灼々

三五〇

縱醉

三五六

緒心

三四九六

初巳

三五四三

所心

三五〇

しらなく

三五七五

しらぬりの鈴

三四七九

しるす

三五〇九

之乎路

三六四五

寢院

三五七

七五調

三六〇

主格ヲ略セル

三六四

准枕辭

三五七

借字異例

三五七

緒ヲ

三六三

之

三四九四

而ヲ

三五元

之

三四九〇

而ヲ

三五四三

而ヲ

三五三

萬葉集新考 卷十七 ことばの栞

ス

之ガ

不メヲ對句ニ讓レル

三五二六

すがなく

三五五九

須加の山

三五七

すけりざりけり

三六三

すけむざりけむ

三五八二

すでに

三六二

而ガ則ハ

三五〇七

すべのたどき

三五一八

すめ神

三五〇六

すらに

三六元

出舉スホコ

三五四六

セ

嘯侶

三五七六

ソ

關

三五八〇

そきへ

三五八四

俗語

三五五一

促席

三五五〇

そこば

三五八六

袖かへす

三五八〇

袖ふりかへし

三五九七

袖をりかへし

三五九六

その河のへに

三五三二

タ

橙橘

三四九六

陶心

三五六二

高市黒人

三六三三

たびいぬ

三五二二

たふとく

三五〇六

たぶれたる

三六〇八

たまはなたまへかし

三五七

たみ

三六三〇

たむけの神

三六三三

たもとほりきぬ

三五二六

淡交

三五五〇

短懷

三五六四

探字

三五七四

他作格

三五〇九

三五六一

チ

智水仁山

三五六六

千重をおしわけ

三六一一

ちりのまがひ

三五四六

ツ

月にむかひて

三五八六

策ツ

三五四六

つなし

三六三〇

つぬの松原

三四八五

つゆじもの秋

三六七

テ

調試

三六三三

彫蟲

三五五五

彫龍

三五六六

天骨

三五七四

他作格

三六〇四

セ

嘯侶

三五七六

ソ

關

三五八〇

そきへ

三五八四

俗語

三五五一

促席

三五五〇

そこば

三五八六

袖かへす

三五八〇

袖ふりかへし

三五九七

袖をりかへし

三五九六

その河のへに

三五三二

タ

橙橘

三四九六

陶心

三五六二

高市黒人

三六三三

多古ノ島

三六三〇

ただか

三六三二

たたなめて

三四九四

橋宿禰

三五〇六

立山

三六〇三

立山ノ別名

三六一一

たづくり

三六三二

たづさはり

三五九六

たてたせ

三六三六

たどきもしらず

三四八四

たどほみ

三五三三

たなしれ

三五七〇

たは言

三五三六

たばなれ

三六二八

ト

展謝	三五七
とに	三五八
とヲ略シタル	三五九
登時	三六〇
同瓊	三六一
時もかはさず	三六二
得意忘言	三六三
德音	三六四
徳星	三六五
とこ夏に	三六六
とこはつ花に	三六七
常花	三六八
年かへる	三六九
となみ山	三七〇

ナ

とぶさたて	三七一
とほじろし	三七二
とほつ人	三七三
とほのみかど	三七四
ともし	三七五
ともしふる	三七六
とよの年	三七七
取	三七八
とわたる	三七九
なかな	三八〇
ななむ	三八一
な、、、そよ	三八二
な弟のみこと	三八三

ニ

名かかす	三六四
なげかく	三六二
奈吳	三五三
奈吳、江	三六六
なすねたまふ	三五八
なづさひ	三六七
なにしかも	三五九
由 <small>よ</small>	三六〇
奈良路	三六三
にと	三六五
	三五七
	三五八
	三五九
	三六〇

にヲ略セル

にぎし川	三六四
新河郡	三六三
にほひそまり	三五八

にはふ、かをる 三五〇

二句ニ跨レル枕辭 三四八〇

野づかさ 三四九

婦負^{ホヒ} 三六五

寫^{シツ} 三五七三

能登國 三六四

能登郡 三六四

能登の島山 三六七

のまく 三六二

倍^ハ 三六五

ばヲ略セルニアラザル 三五九

秦、朝元 三五二

はひつき川 三六四

はめて 三五三

はらへ 三六四

潘江陸海 三五六

悲緒 三四九

比治奇のなだ 三四八

氷見江 三六〇

氷見郡 三五二

紐ときあく 三五二

發^{ヒラク} 三六四

否定ノ一ヲ略セル 三五七

賦 三六六

鳳至郡^{フガレ} 三六四

ふさたをり 三五五

不貴 三五五

不次 三五五

布勢、水海 三五九

腐鼠之餌 三六三

附大帳使 三五四〇

二上、神 三五六

二上山 三五三

物色 三五五

ふなだなうちて 三五三

ふりしく 三六〇

舊江^{フルマ} 三五九

ふる家 三五〇

倍從人^{ハヒ} 三四七

倍從人^{ハヒ} 三四七

抄春^{セウ} 三五七

へなりて、へだてて 三五〇

ホ 蓬體 三五五

ほつ鷹 三六九

穂向 三五五

まかぢか伊ぬき 三五七

まくる 三五五

まけ 三五五

ましを 三五〇

ますら 三五六

まつだ江 三六九

までに 三五〇

まねく(多) 三六〇

まひ 三六三

見あきらむ 三五七

三香原新都 三四九

みがほし 三五六
 みこともち 三六七
 三島野 三六九
 見ず久ならば 三五〇
 みな占 三四八
 見のさやけきか 三五九
 み冬 三四七
 みやまとしみに 三四八
 未來ヲ現在ニテ受ケタル 三五〇
 ム 武庫のわたり 三四三
 メ 名辰 三五二
 賣比 三六三
 モ もだもあらむ 三五六

もとな 三五三
 もとほととぎす 三五〇
 もり部 三六九
 ヤ や助辭 三五六
 やよ 三五七
 矢形尾 三六七
 やすけくなくに 三五七
 山かひ 三五二
 家持ヲ祭レル社 三五二
 ユ ゆくらゆくらに 三四四
 ゆるす 三六七
 よしすべ 三五七
 ヨ よど瀬 三四九

四度の使 三五九〇
 よのあひだも 三五九九
 よるの紐 三五三
 ラ ら 三六元
 來燕 三三七六
 來眷 三五五
 廊廟に坐す 三五六
 らめやらむか 三五六
 亂 三五七五
 蘭蕙 三五二
 蘭契 三五二
 流曲 三五七六
 凌雲 三五五〇

リ
 三五五〇
 三五七六
 三五二
 三五二
 三五七五
 三五二
 三五二
 三五七六
 三五五
 三五六
 三五六
 三五六
 三五五〇

琳琅 三五六六
 聆 三五七六
 戀緒 三五〇
 連體格ノ代ニ終止格ヲツカヒタル 三五八二
 レ 三五九
 三五九
 三五三
 三六元
 三三七六
 三五五
 三五六
 三五六
 三五七五
 三五二
 三五二
 三五七六
 三五五〇

勸韻 三五七四
 危 三五四二
 和光 三五六
 倭詩 三五五〇
 忘れておもへや 三六七
 四八四五

秋づけば 三七七
 あきらむ 三七三
 幄裏 三七二
 あはしたる 三七九
 あはび玉 三七五〇
 あはれの鳥 三七三
 あぶら火 三七九
 あまつ水 三七九
 あまの日つき 三七三
 あめ人 三七五
 あゆ(東風) 三七五
 あゆる 三七二
 ありがよひ 三七四
 英遠の浦 三七五

遊仙窟ニ據レル 三八〇
 いく夜ふと 三七三
 いつがり 三七六
 いつくすいはつる 三七九
 いつしか 三七五
 五幡坂 三八七
 いへばえに 三七二
 五百ち 三七五
 いほつとどひ 三七五
 今のまさか 三七〇
 射水郡驛館 三六六
 いむかひたちて 三七七
 いやヲヤト云ヘル 三七八
 いやさかばえ爾 三七三

ウ

いやしきますも 三六三
 いやてりに 三六五
 一種ノ格かすみたなびき 三七二
 うきゆひ 三七五
 うちゆく 三七九
 うづなひ 三七三
 うつらうつら 三七六
 うながけり 三七四
 うの花の共に 三七四
 うみべ 三六九
 うむがしむ 三七五
 うむぐ 三七五
 うるはしみす 三七〇

萬葉集新考 卷十八 ことばの葉

エ 敢(え)
オ 應節

おきつ御神 三六九
 おきてからしみ 三七二
 翁さび 三六一
 おのともおのや 三六三
 大來目主 三七七
 大伴氏 三七五
 おむがしむ 三七四
 おもがはりせず 三七八
 おもほしき 三七五
 おもやめづらし 三七八
 おやの名 三七四

四八四九

流シ 三七〇三

使君 三六〇八

史生シキヤク 三七五六

したでる 三六九〇

したなやますに 三七三三

したばふる 三七七八

七出 三七七〇

しづをのとも 三六九三

しめ(標) 三七四四

者 三六〇八

正贓倍贓 三六〇〇

主帳 三七〇〇

屬物發思 三七〇六

屬目 三七〇九

矚目 三七三二

しりぶり 三七六三

四句ノ序 三七一九

主格ヲ略シタル 三六七七

准枕辭 三七五一

ス すくなくも 三七八五

すけり 三六八二

珠洲スズ 三七四九

鈴かけぬはゆま 三七六六

すべもすべなさ 三七六一

セ 悽斷 三七〇六

リ 送酒 三七一

促膝 三七〇六

そのヲ挿メル 三七六一

到來 三七〇五

たたさよこさ 三六一〇

たちしきよせく 三七三五

たちばなの殿 三六九〇

たつることだて 三七三九

た能し 三七三三

給ふる 三七三三

たをり 三七九二

ち五百ちナドノ 三七五〇

ちさの木 三七五九

ツ 儲作 三七四六

つがり 三七六一

つき(調) 三七九〇

豆器ツキ 三七一八

つくる(佃) 三七九〇

つね人の 三七三三

つばらつばらに 三六二三

つまの兒 三六九七

つるばみの衣 三七五九

て 三七四六

朝參アサミ 三七八七

手にむすび 三七五三

てらさひ 三六〇四

ト

と下ノヲ省ケル 三七三
 者トイフ 三八〇
 とがむ 三六〇
 ときじくの 三七三
 ときじけめやも 三二五
 ときは 三七三
 常世 三七九
 とこよ物 三九五
 とし(稔) 三七九
 年の戀 三七七
 年のはごとに 三七九
 年ゆきかへり 三七八
 とのぐもり 三七九
 とのと(殿外) 三六一〇

ナ

とほのみかど 三七五
 とりもちて 三六〇
 同語重複
 わたり 三七四
 名 三七四
 ながさへる 三七六
 ながれど 三七六
 なほ 三七四
 なりにたらずや 三七三
 なりはひ 三七〇
 なれにし 三七六
 にヲ省ケル 三六一〇

ニ

にヲ省ケル

三七二

ノ

爾ノのなる

三六二

野ノの(野)

三七六

又

又

にふぶに
二句ニ跨レル枕辭

三七二
三七三

ハ

猫島
ねたけくは
ねもころに

三七〇
三七五
三七六

能口

三六八

の共に

三七四

はノほニカハレル

三七二

羽咋郡

三七〇

波太(甚)

三六四

はたけ 三九〇
 花妻 三七七
 花にも實にも 三七四
 花ゑみに 三八二
 はふりて 三六〇
 はゆま 三六六
 針袋 三〇三
 壑田ノ事 三七七
 活ノカハレルもい 三七〇
 同まき 三七六
 ひこ枝 三七〇
 ひたでりに 三六六
 三六二

一夜のからに 三九六
 ひるくらし夜わたし 三七三
 附 三八〇
 深見 三〇五
 深海 三〇六
 ふかめて 三六一
 ふさへ 三〇五
 布勢 三九七
 不仗 三〇九
 ふつま 三二四
 ふるきかきつ 三七一
 へだつる 三〇八
 三六四
 ほぐいはふ 三六四

マ
 矛橋、蔭橘 三六九
 ほびこる 三九二
 ほよ 三二四
 まうく 三九四
 ま宇す 三九四
 三三三
 まき 三三三
 三三三
 まにま 三六四
 まつろへのむけのまにまに 三三三
 まるし 三六一
 み、み、み 三七一
 みがほし 三七一

三島野 三七一
 みちたづたづし 三九四
 陸奥の小田なる山 三三三
 みづく 三三三
 乞水得酒云々 三〇八
 南 三三〇
 みやこがた人 三三三
 みやで 三三三
 みをびき 三三三
 みをびきしつ 三九四
 むがし 三三三

ミ
 御言の左吉 三六四
 三六四

ム
 むかへもこぬか 三六四

メ

むすぼれ

三七八二

めぐし

三七六

めし(見)

三七四

めし使

三七五

めづらし

三七八四

もむ

三七五四

もい(崩)

三七七一

もてもちて

三七二四

もりべ

三七一八

ヤ

やつ代に

三六九〇

やめづらし

三六八四

夜夫奈美のさと

三六一七

ユ

ゆきげ

三七六〇

遊行女婦

三六一

ヨ

ゆくへ

三七二四

ゆりも

三七二〇

よき事

三七三

よしもさねなし

三六〇五

夜床かたさり

三七五〇

四方の道

三七八九

よろしなべ

三七七三

夜わたし

三七三三

レ

戀緒

三六〇七

連體格ノ代ニ終止格ヲツカ

三七六〇

ヒタル

三七六〇

ロ

勸

三六〇〇

わすれておもへや

三六八二

和風

三七〇三

エ

ゑまはし

三七一九

をより

三七八三

をやきだちを

三七一八

をさむ

三七三四

をつつ

三七九

ヲ

をりあかし

三六九

を、、みノ間ニ常ノ例ヨ

三七三

リ語ノ加ハレル

三七四

をさむ

三七九六

をつつ

三七九六

年ナミノ論

三六一

同

三六八

同

三六九五

同

三七〇五

家持等ノ修辭

三六七

同

三七三四

同

三七七六

同

三七八二

家持等ノ修辭	三七八六
同	三七九四
同	三七九六
盧舍那佛塗金ノ事	三七九

卷十九

ア 縣ノ犬養ノ命婦

あかとき月	三九三	頁	足引のやつを	三五三
あかる	三九六		あたすおとす	三九三
あきらむ	三九三		安努ノ君	三九四
朝影	三九四		相	三九七
あさに日に	三九〇		あぶさはす	三九四
足引のやつを	三七七		あま雲のそきへのきはみ	三九七
			網とりに取る	三九七
			天にはもいほつ綱はふ	三九六

イ

鮎	三八六	いづへ	三八二
ありつつも	三九七	石瀬野	三八三
ありまた	三九二	いはふ	三九二
案察使	三九四	鎮	三九六
賄	三九三	いへば思へば	三九四
遊行女婦	三九〇	家をる	三九二
紙	三八九	座而	三九四
いきどほる	三八四	いますゆく	三九二
いきのを	三九七	いや	三九〇
いけ流ともなし	三九七	いやしきなく	三九三
いささむら竹	三九二	いや千重しきに	三九二
いささめに	三八六		
石川年足	三九六		
いそ	三八四		
いたはしいとほし	三九六		

ウ

いや年に 三九八
 鵜河たつ 三九六
 又
 うけくつらけく 三九五
 うしはく 三九四
 うす 三九三
 うつし眞子 三九二
 うつせみ 三七一
 海邊ウミノヘ 三九六
 卯花くたし 三九〇
 うへ 三九三
 馬だきゆきて 三九三
 うらがなし 三九五

オ エ

うらがなし 三九八
 うらさびて 三九五
 灣廻ウミノヘ 三九六
 海メカシテ云ヘル 三九五
 越中ノ國府 三九六
 おいづく 三九一
 應節 三九六
 老人人名オホトコノナ 三九六
 母オモ 三九五
 念のべ 三九四
 おもふヲ挿メル 三九七
 おやじ 三九三
 乎オカ 三九〇

乎カ

講師 三八八
 篝さす 三八七
 かきむく 三八六
 かくに 三九一
 かぐはし人カグハシヒト 三九五
 葉カハ 三九七
 かそけき 三八〇
 堅香子 三八三
 かたくり 三八三
 かたりさけ見さくる 三八三
 かづらく 三八三
 がて 三九三

キ

かなしも 三八七
 飼通す 三八九
 かへりごと 三八七
 かへり見む 三九五
 神言と 三九〇
 韓國唐國 三九二
 かるる 三九五
 漢語ノ直譯 三九四
 擬 三九七
 きかまくほりと 三九四
 ききつがす 三八二
 きぬがさ 三八六

ク

争チカヒ 三九七
 來向ふ夏 三九六
 草とる 三九五
 梳シ 三九七
 くすはし 三九六
 本郷クハ 三九四
 くみまがふ 三九三
 倉人カバネ 三九七
 紅にほふ 三九二
 紅のやしほにそめて 三九七
 黒酒白酒 三九六
 館 三九六
 句法ノ不規則ナル歌 三九六
 句ヲ顛倒シタル 三九二

コ

句ヲ顛倒シタル 三九一
 江家 三七一
 國司ノ任期 三九六
 國司次官 三九四
 國厨 三九四
 ここにしてそがひに見ゆる 三九二
 心つくす 三九七
 心つけずて 三九五
 こころど 三九二
 心なぐさに 三九六
 心びき 三九二
 心もしぬに 三九二
 御作歌 三九五
 腰になづみて 三九二

サ

こだかし 三九四
 ことど 三九二
 木のくれ 三九〇
 このくれのう月 三九〇
 戀やこもれる 三九七
 御立 三九四
 衣にほはし 三九七
 倉庚 三九三
 さかみづく 三九〇
 さきた川 三九二
 さくるかたりさけ 三九三
 さしまくる 三九四
 澤あららぎ 三九三

シ

さへの神 三九七
 さやる 三九四
 さをどる雉 三九二
 挿句 三九六
 しぞ 三九三
 しニ當レル字ヲ略シタル 三九七
 之助字 三九五
 しが 三九六
 じかも 三九二
 鳴 三九〇

しき島の人

三九七四

じく

三九七四

しくら河

三九七七

繁

三九七七

しげき思

三九七三

しげり

三九四四

始水

三九〇七

したでる

三九一九

しづく(沉)

三九八五

しなえしなひ

三九九

しなえうらふれ

三九五〇

しぬぐ

三九四〇

しぬび

三九二六

澁溪

三九四〇

しま(庭園)

三九二〇

しま山

三九六二

じもの

三九七五

昌蒲

三九六九

呉

三九四三

しらが(白紙)

三九六〇

新嘗會

三九六七

主格ヲ略シタル

三九五

准枕辭

三九五

四句ノ序

三九六一

須ヲ頰ト書ケル

三九〇八

相

三九二二

御立

三九二六

すらを
出舉

三九九九
三九三九

梳

三九七〇

そきへ

三九七〇

袖たれて

三九七一

袖にこきれつ

三九八〇

俗信

三九五七

大帳使

三九六〇

退任

三九四〇

大領

三九四四

たうだく

三九四二

たくはひ

三九四九

多祢灣

三九一〇

御立

三九八五

萬葉集新考 卷十九 ことばの葉

ソ

タ

御立

三九四四

ただわたる

三九三三

たちぐく

三九八〇

たちてゐて

三九四四

橘の珠

三九七六

丹比家

三九六〇

手束弓

三九五二

携手

三九二四

たつ年のほに

三九六三

たなくらの野

三九五三

谷かたづく

三九九二

御

三九三五

たらはしてりて

三九六六

垂姫

三九七四

ツ

たをり峠 三五五
濁音ノ上へ移レル 三二五
つぎて 三三三
常 三九四
常 三九五
常かくにもが 三九八
常人 三九六
つばらかに 三二九
つまま 三九〇
つま屋 三三四
つむつもる 三九三
つらなめ 三七三
つれもなく 三七〇
締緒 三九三

ト

朝集使 三九三
寺井のうへ 三三三
傳讀 三二七
と下ノヲ省ケル 三九六
ときかまくほりと 三九四
と(時) 三九三
鷹狩トガリ 三九四
讀師ノ意ナル 三九七
讀師 三九八
とぐら 三三四
年に 三七四
毎年シム 三九五
年深し 三九〇

テ

ととのへ 三九四
とどめ、とどみ 三九四
利波山 三九六
とに 三九七
とめ(尋) 三九七
ともなへ 三九七
とよのあかり 三九六
とよもし 三九六
鳥ふみたて 三九三
取えらぶ 三九四
とをむ 三九〇
同語重複 三二六
朝 三二六

ナ

南ナ繁 三七一
ななむ 三九七
鳴爾毛 三九七
ながらへつたはり 三九三
投矢 三九七
なづさふ 三九七
何如ナドカ 三九五
七世まをさね 三九五
滯ナシ 三九五
なもなむ 三九七
にと 三九〇

ニ

にヲ省ケル

三九九

三八四

三八三

三八五

三八六

三八九

三八二

三九〇

三九三

三九三

三九三

三九七

三九四

二句ニ跨レル枕辭

爾

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

柏

はしに

はだれ

初とがり

早花

花かづら

はなに散る

始水

土作

羽ぶく

三八〇

三八二

三八三

三八七

三九〇

三九三

三九三

三九七

三九四

三八九

三八二

三八五

三八六

三八七

三八四

三八三

ノ

能登河

ハ

へだて

三九〇四

翻翔

三九二〇

ホ

ほざき

三九六二

穂にいだす

三九〇八

ほほがしは

三八七

ほろに

三九三

まかい

三八七四

まくらく

三八四七

まくる(遣)

三八四七

所遣

三九三

眞子

三八五

ましとノ照應

三九一

ましらふの鷹

三八四

眞鏡

三八八〇

マ

ミ

松柏

三八七

まつらなまつらなむ

三九七〇

黛

三八三

まをしたまひぬ

三九四九

まをす

三九五

見あきらむ

三九七三

御面

三八五三

三形沙彌

三九一七

國家

三九五

見がほし

三八五

酒柏

三八九

見ず久に

三八五

爾太要盛而

三八九

屬

三九二〇

ヤ

南ノ右大臣家ノ藤原ノ二郎

三九〇四

見ぬ日時なく

三九二

みもろ

三九元

命婦

三九三

未來ヲ現在ニテ受ケタル

三九〇九

御見

三九七

めしあきらむ

三九五〇

めす

三九三

めす

三九四

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

めす

三九二

モ

もとほり

三九二六

裳の裾にいほふ

三九六〇

もみづノ活

三九五

もゆらに

三九三

メ

ユ

安寝ねしめず

三八六

やすけくなくに

三八五

八頭

三八三

八峯

三八七

柳のまゆ

三八二

山した日かげ

三九七二

山たちばな

三九二六

ゆきかはる

三八三

ゆきかへる

三九三〇

ゆきたらはして

三九五六

雪ノ島

三九二〇

遊行女婦

三九二〇

ゆくとくと

三九三

ゆくらゆくらに

三九一〇

ヨ

ゆめ 三六六
 ゆらに 三六三
 三更而 三六二
 夜ぐたちに 三六五
 夜ごもりに 三六〇
 よしも 三六四

ワ

わざ 三六六
 われ自久 三九七
 むむ 三九〇

エ

ゑみまがり 三八〇

ヲ

を助辭 三六三
 を向むかに 三九九

ラ

よつの船 三九五
 らし、らむ 三九〇
 柳絮 三九七
 柳黛 三九三
 立夏 三九五
 類音ノ枕辭のと河ののちは 三九四
 連體格ノ代ニ終止格ヲツカ

ル

をへ 三六二
 をりもをらずも 三五二

レ

をふをはる 三六二
 乎布の浦 三七四

をへ

をりもをらずも

三六二

三五二

都大路ニ柳ヲ植エシ事……………三六三
 三月三日ニ筏ヲ浮ベテ遊ビシ事……………三六二
 霍公鳥ハ鶯ノ巢ニ卵ヲ生ム事……………三六一
 歌ヲ弄ビシ事……………三六三
 遣唐使ガ春日ニテ神祇ヲ祭リシ事……………三六六
 盃ヲ勸ムトテ歌ヲヨミシ事……………三九四
 天孫ノ降臨ニモ磐船ニ乗り給ヒキト云フ傳説……………三九七
 家持等ノ修辭……………三六六
 同……………三六七
 同……………三六六
 同……………三六二

イ

已^イ 四三二
いヲ省ケル 四〇七

イ

伊^{イカゴ}香 四九六
又 四〇〇
いきづくしかば 四二七
いざる(漁) 四〇五
石川内命婦 四三五
石なみ 四〇〇
以前 四七六
いそ 四〇八
いそかげ 四三五
いそのうら 四二七
いそ松 四二二

いたむる 四一五
伊豆手船 四二六

いつもいつも 四〇七
いつもと柳 四〇九
いでませ 四一六
印^{イナバ}波 四〇一
いはひべ 四〇四
いはろ家 四〇九
家いへ人 四一六
家風 四〇〇
家言 四〇〇
今も 四三三
いやしけ 四三六

ウ

いやはつ花に 四三九
いやをちに 四四五
いゆきさぐくみ 四〇三
い乎さ 四二五
一種ノ序 四〇六
うすらひ 四八五
うたでけに 三九六
内^{ウチ}南^{ミナミ}安^{ヤス}殿 四四六
うつくし 四二〇
うつくし母 四八四
うつらうつら 四四五
馬^{ウマ}史^シ國人 四二四

オ エ

うまら 四〇〇
うみの子 四一六
うら待つ 四〇一
云爾 四二六
えしめし 三九六
おヲ省ケル 四〇四
息長川 四二五
おぎろなし 四〇〇
おくるがへ 四二三
おさへ 四〇三
おしてる宮 四〇五
音しばだちぬ 四二五
おひそ矢 四〇九

首鷹オビトマ

おふせおほせヲ詛レル	四〇八一
おほきうみ	四二〇〇
大皇 <small>オホミカド</small>	四二〇四
大久米のますらたけを	四二五五
おほせ	四二六六
大刀自	四二八六
大伴古慈悲	四二七二
大原今城	四二八四
大原櫻井	四二八四
大原真人	四二八四
大御けにつかへまつる	四〇五〇
おほろかに	四二六九

カ

おもちち(母父)	四〇六四
思敢 <small>オモハ</small> へなくに	四〇八一
おもはゆ	四〇四三
おやの名たつな	四二六九
おろすゑ	四〇五二
音ヲ重ネタル	三九九六
好去而	四〇九二
かけつつ	四二三三
かけつつかねつつ	四二六二
かけつれば	四二八六
賀集	三九九〇
かしふる	四〇〇二
かしまの神	四〇五八
かすなき身	四二七四

片山

片山	四二四
かち都久米	四二七
梶ひきををり	四〇三三
梶ひく	四〇四九
がてにと	四二〇四
かなるましづみ	四二二七
かにはの田ゐ	四二五〇
かばかりば	四二二七
かはたれ時	四〇九一
かはび(河邊)	四〇〇〇
がへ	四二二三
かへるとに	四〇八八
かみさぶる	四〇六八
神の御坂	四〇九五

キ

神代	四〇五〇
甘南備伊香	四二九六
がもや	四〇一六
からまる	四〇四〇
假れる身	四二七六
擬	四二七九
きこしめす	四〇四九
きこす	四二二三
私部 <small>シヤベ</small>	四〇七六
きはひて	四二七五
君女 <small>ミメ</small>	四〇四〇
くぎさし	四〇八二
杵 <small>クシ</small>	四〇三六
くにぐに	四〇八三

國べ 四〇九三

國まぎ 四〇九六

くまど 四〇四三

樞 四〇八二

伎 四二五四

伎人郷 四二五三

くろ髪しきて 四〇二四

火長 四〇六二

館門 四〇八九

句ヲ顛倒シタル 三九九五

又 三九九六

句中ノ枕辭 四六一

け月日 四〇二四

木 四〇六四

經信 四二五二

ける(著有) 四二六

子忍男、子磐前 四〇〇

こきばく 四〇五〇

國郡司賜饗 四三七

國造丁、主帳丁 四〇一〇

心もしぬに 四二四

心をおもふ 四八六

こすけむ 四〇三三

木糞 四〇八九

言だてて 四六六

ことば 四〇三五

子ども 四一九六

サ

兒な 四〇四四

このてがしは 四〇七九

樹間 四二二〇

子をら妻をら 四〇七三

さ時 四三二六

さ矢 四二二五

歳 四〇〇七

庄 三九五四

好去而 四〇九二

さく波ニ 四〇一五

さくみて 四六六

ささが葉のさやぐ 四二七

さす 四〇七〇

さつ矢、そ矢 四〇六三

萬葉集新考 卷二十 ことばの葉

シ

さつ矢ぬき 四〇六三

さね(實) 三九九三

さへあへぬ 四二九

さまよふ 四二〇四

さればしあれば 四〇八五

山齋 四三四

散位 四二五六

し、しきノ活ノし、きニ轉ジタ 四〇六〇

ル 四〇八四

しち通用 三九三三

肆宴 三九八六

しかば 四〇六二

しこの御盾 四〇五五

しだ 四〇五五

したばへて

四五

して

四八七

倭文部シドリベ

四〇六

しぬびかたみ

四〇九

し乃ぶ

四三三

紫微大弼

四三〇

紫微内相

四九六

しほ船

四〇七

しほほに

四〇三

山齋シヤ

四三四

島守

四〇九

しめゆふ

四三二

霜さやぐ

四二七

者

四二六

庄

三九九

紫陽花

四二四

豎

四〇二

修道

四七四

主典

四二九

所心

三九八

助丁

四〇八

しるはの磯

四一五

信

四五二

准枕辭

三九二

ス

菅原里

四一〇

すぎじすぎざらむ

四六〇

すそみ

四〇四

すめ神

四〇五

すめらべ

四六六

すめらみくさ

四〇六

天皇スロキ

四〇三

請聞

三九七

少小通用

四一〇

せなふ

四三六

ぞノ結ノトトノハザル

四〇七

リ

リ

四〇三

せなふ

四〇七

ぞノ結ノトトノハザル

四〇五

リ

四〇九

萬葉集新考 卷二十 ことばの乗

そがひ

四七六

そきばく

四〇〇

袖つけごろも

四〇三

袖をりかへし

四〇四

そのヲ插メル

四六九

ぞも

四〇七

そら

四一五

俗信

四二三

太タ

四二六

大夫

三九八

到來

三九六

ただならずとも

三九八

たたびて

四〇九

たちしなふ

四二六

四八八五

田どころ	三九九四	丁 ^{チヤッ}	四〇一一
たはわざ	四九六六	豆 ^{マメ}	四〇一七
たぶ	四〇四四		四〇二五
玉の	四〇六七	つかさ	四〇〇四
たまの横山	四二二二	つぎ互くる	四〇六六
玉箒	四三〇二	つくしの島	四〇六三
御 ^{ミコ}	三九八六	筑波山ノ橘	四〇五九
たむる	四〇〇五	つくひ夜	四〇六六
たりたらし	四〇〇四	つけ(托)	四〇〇八
田ゐ	四〇五二	つつまはず	四〇三三
太古ノ語法	四〇六九	つつむ事なく	四〇三六
ちし通用	四〇八四	妻わかれ	四〇九二
智努女王	四八二二	つらつらに	四〇八九
ちはやぶる	四六六六	低 ^ヒ	四〇一一

チ

ト

傳讀	四八八	ととのへ	四〇三三
天平勝寶七歳難波行幸	四〇四七	とに	四〇八八
どぞ	四〇七四	者 ^{シヤラ}	四二二六
東屋	四二二七	とのびく	四〇九六
時	三九九三	とほぞく	四二二九
讀誦ノ意ナル	四二五一	遠のみかど	四〇三三
年、歳、祀、載	四二五六	ともしうらやまし	四二二二
刀自	四二八八	とものを	四二七一
年のを、年なみ	四〇〇七	とよ	四〇九八
年ゆきがへり	四〇五五	とゑらひ	四〇七二
とつ宮どころ	三九九〇	同語重複	三九九五
	四二九九	つつ	四〇四〇
	四二二九	家	四八八七

ナ

なむ 三九八
 内相 四〇三
 内庭 四九六
 なし否定ナラザル 四二〇
 ななずして 四〇五
 名におふ 四一四
 何すれぞ 四二八
 なびく 四七一
 なふ 四〇七
 なほもなかなむ 四三三
 波さく 四二五

なりどころ 四八八
 なる世わたる 三九四

ニ

にヲ省ケル 四〇三
 にしきしまのやまとの國に 四二六
 にこよか 四〇〇
 にして 四二七

ハ

にはしく 四〇八
 はへの浦 四一五
 にほひよろしき 四〇四
 二句ニ跨レル枕辭 四〇四
 二首相聯レル 四三〇
 幣おく 四八七
 野づかさ 四二二
 ねぎ 四〇四
 ねしなくも 四〇三
 ねもころごろに 四〇四
 ねらねろ 四〇四
 のごひ 四〇二
 のたばく 四一四

倍

はもと云フベキニ似タル 四〇七
 はノほニウツレル 四二八
 貝玉 四〇八
 波可禮 四〇四
 はじ弓 四六五
 丈部ヤツ 四〇四
 はなに 三九九
 花にほひ 四〇五
 はなれそ 四〇九
 濱浪 四〇七
 はも 四〇四
 四八八九

はららに

四〇五〇

班田

四四九

東常宮

三九九三

毘登カベネ

四二五四

日ならべて

四二三八

紐ときあく

三九八六

紐ときさくる

四六一

紐とく

四〇一

ひもろぎ

四〇三

日ろ

四〇八

ふきこきしける

四四四

ふたほがみ

四〇六

藤原夫人

四八五

物色

四九二

ヒ

フ

まきまかり

四一九

まく枕とする

四〇三

まくも

四〇六

まくら大刀

四〇九

まけ(遣)

四一三

まけりもころ

四一六

ましじ

四二〇

眞袖

四二二

またび(眞旅)

四二五

圓方女王

四二八

まひ

四三二

まゆすひにゆすふ

四三三

みくさ(御軍)

四〇六

ミ

萬葉集新考 卷二十 ことばの栞

四八九一

ム

ふとしる

四六七

ふなぎほふ

四五九

ふなのる

四〇六

ふなよそふ

四〇四

ふりしけ

四〇一

舳むく

四〇二

木糞

四〇九

渤海

四二六

ほめて

四三〇

堀江江南

四〇〇

ま宇す

四一五

眞鹿兒矢

四一五

まがなしき

四一九

ヘ

ホ

マ

み坂たばる

四二〇

み坂たまはり

四〇六

見し日

四二九

みづく

四二九

みつば

四二六

みづら

四〇五

見のともしく

四〇九

みやこ鳥

四二九

みをびく

四〇四

未來ヲ現在ニテ云ヘル

四二五

未來ヲ現在ニテ受ケタル

四〇七

向小殿

四二七

むな言

四二九

むばたまぬばたまヲ詛レル

四〇二

馬うまうまヲ訛しレル

四〇六一

身み磨を

四〇二二

メ

めしあきらむ

四〇九三

めすらしめししト云フベキ

四〇三三

モ

もむ

四〇二一

もごろ

四〇六四

もとつ人

四〇三三

もののふ

四〇〇五

裳ももひきならず

四〇〇〇

ももくま

四〇三七

もも世

四〇一六

もろもろ

四〇六二

ヤ

や助辭

四〇〇九

安殿やすどの

四二四六

ユ

やそかぬき

四〇五二

やちくさに

四〇四九

やちくさの花

四二五

やつ世に

四四三

やつを

四八九

やへをる

四〇四九

山田やまだ御母おむ

三九九六

山づと

三九八六

やまと島根

四一九六

山人

三九八六

山村

三九八五

ゆに

四二〇四

床ま

四二〇九

靱き

四二六六

連體格ノ代ニ終止格ヲ

四〇六八

又

四〇九七

ヨ

靱負きひ御井

四三五

ゆらく

四二四

豫作歌

四〇四七

よに

四〇一一

世のかぎり

四三六

讀よ

四五

・

らる、れ、ろ助辭

四三三

林帷

四二二〇

連體格ノ代ニ終止格ヲツカ

四〇二六

レ

四〇二九

ヒタル

四〇三三

ワ

和歌

三九八五

わがいもこ

四〇九六

わがからに

四〇四二

わするヲ四段ニ活シタル

四〇三三

わぬ

四〇四四

わろわれ

四〇三三

エ

垣下

四二〇二

ヲ

をよ

四〇五六

四〇六六

を助辭

四三四

をちに

四四二

を時ノ下ニツカヘル

四二六

をとこをのこ

四〇五

岡のさき

四〇五

をば、おば

四三六

他田マツリ、日奉ヒマツリ、直アタタ

四〇七

を等

四〇七

防人ノ事

四〇七

髪ノ中ニ玉ヲ藏メシ事

四〇六

を

四〇六

床ヲ神聖ナル處トシケム事

四〇九

を

四〇九

女ノ名ニめヲ添ヘシ事

四二九

を

四二九

かばねト名トノ順序

四二三

を

四二三

梅花ニ香ヲヨメル歌

四二四

を

四二四

木草ヲ結ビテ自祝ヒシ事

四二五

を

四二五

家持等ノ修辭

三九八

を

三九八

家持等ノ修辭

三九九

を

三九九

同

四〇〇

を

四〇〇

同

四〇三

を

四〇三

同

四〇四

を

四〇四

同

四〇七

を

四〇七

同

四二九

を

四二九

同

四六一

を

四六一

同

四二五

を

四二五

同

四二七

を

四二七

同

四三三

を

四三三

同

四三七

を

四三七

家持ノ癖

四〇六

を

四〇六

萬葉集新考著述小史

萬葉集新考の著述を終へて（私刊本奥書）

講釋を始めてから十八年、著書として筆を執つてから十四年、刊行を始めてから十三年で萬葉集新考三十八冊は出來上つた。その長年月に亘れる著述史を書けよと勧めらるるが日記も何も大正十二年九月一日の大火に失うたから分らなくなつた事が多い。せめて稿本、版本、南天莊月報などによりて知らるゝ事、彼時以後の日記に見えたる事、記憶に残れる事だけでも書き集めておかう。

講釋に就いて
講釋の始まつたのは明治四十三年十月である。初には聽講者を二組に分ち上級の爲には長歌を講じ初級の爲には短歌を講じたが短歌の方が進み長歌の方がおくるゝ外にも都合のわるい事があつたから卷五からは二級を合一して長短を分たす本のままに講釋する事になつた。それは大正三年十二月の第二土曜日である。さて初には

毎月第二、第三及最終の火曜日に講釋し大正三年頃は第二土曜と第四土曜とに講釋したが大正四年二月からは第二土曜には古今集を講じ第四土曜だけ萬葉を講ずる事にした。然るに古今集の講釋は戀部を除いて大正九年三月に終つたからそれから又第二土曜も第四土曜も萬葉を講ずる事になつた。最初は幹事の一人(初は故宮内猪之熊君、後は榎本正之助君)が筆記したものに朱を入れてそれを正本として居た。然し大正三年からは著書として筆を執る事になつたから完全なる筆記を作るものがなくなつた。

著述に就いて

卷頭の雄略天皇の御製の末なる我許者背齒告目家乎毛名雄母を眞淵、宣長、鹿持、雅澄、近藤芳樹、木村正辭博士等が三句と認めて字を補うてさまさまに訓んでゐたのを二句と認めて者を衍字としてワレコソハノラメ、家ヲモ名ヲモと訓んだのは夙い事である。其論文が正宗敦夫君の雜誌國歌第一號に出たのは明治三十九年八月である。雜誌心の華に出たのはそれより前であるが其年月は今分らぬ。然し多分同年であらう。本集の講釋を始めたのは前に云うた通り明治四十三年十月であるが間もなく筆記の刊

行を勧めた人が二三ある。然しまだ世に問ふ程の自信が無かつたからただ有志の人に傳寫を許しただけである。然るに大正三年の春に正宗敦夫君が上京せられた時に「人の手を借らずに私自身に植字して誤植の無いやうにしますから是非出さしていただきたい」と切に乞はれたので遂に意を決して其夏から改めて著述として筆を執る事になつた。さて書名は初には萬葉集新義としようとしたやうであるがそれを新考としたのは多分新義としては古義に對抗するやうに思はれるであらうといふ遠慮からであらうが今は確には記憶して居らぬ。

卷一、卷二は緒言に述べた通り講釋の筆記中より前註特に古義の説と異なる處を抜き出して綴つたが簡略に過ぎて分りにくいといふ苦情が出たから卷三以下は少し精しく書く事にした。

第一稿(即大正三年からは講釋の種本としたもの)は全部外山且正君が保存して居る。正宗君へ活版の原稿として送つたのは第二稿である。初稿も再稿も半面十一行十九字詰の罫紙に書いた。無論すべて自筆である。大震災火災の時に

刊行了なりしは卷十二上まで

再稿了なりしは卷十二下

初稿了なりしは卷十三、卷十四、卷十七乃至卷二十、卷十五の初

稿未了なりしは卷十五の下三分二及卷十六

であつた。さて焼失したのは卷十二下だけであるが初稿再稿共に焼失した

何故に初稿の時卷十五及卷十六を後まはしにしたかといふに卷十四までは原本の順序のまゝに書いて來たが卷十四即東歌アヅマウタを註したついでに卷二十を註した。これは同卷の中に東歌と同類なる防人歌サキボがあるからである。然るに之を註する間に南弘君が越中の郷土誌を寄贈し又は人から借りて貸與せられた。越中の郷土誌を參考すべきは卷十七、卷十八、卷十九であるが卷十五、卷十六を註してから卷十七以下にかかる人から借りてくれられた書物を久しく留めおかねばならぬからそこで卷十五、卷十六を飛び越えて卷十七、卷十八、卷十九を註したのである。かくて卷十七以下を註し終へて萬葉集二十卷中今や残れるは卷十五と卷十六とのみであるから卷十五を註し始めて居ると彼大震災火災が起つたのである。さうして卷十二下の稿本が焼けたか

ら火災前に比して僅ながら残の業が多くなつたのである

さて九月十七日の夕方に、取敢へず避難してゐた櫻田本郷町の櫻田クラブから伊皿子の牧野邸に移り筆硯もそろひ同家から略解を借り又外山君が製本師の處へやつておいた國家大觀が火を免かれたからと云うて持つて來てくれられた上に晝の間はやはり櫻田クラブに出て火災の跡始末に忙しいが朝と夜とは暇があり室も美しく庭も廣くて気分がおちついたから卷十五の註を書き續がうとしたが困つた事には是まで使ひ來つた罫紙が一枚も無い。稿本はあるがそれを外して見本にやるには忍びぬ。そこで駒込の杏林舎の大井君にこれこれの罫紙を大いそぎで刷らせてほしいと頼んでやつて十九日の夜から有合せの紙に書いて居ると廿一日に大井君が幸に以前の刷残があつたからと云うて罫紙二十四枚を持つて來てくれられた。僅二十四枚の罫紙ではあるが無事な時に珍書をもらつたよりうれしかつた

残部の註の出來た順序は卷十五、卷十二下、卷十六上下である。新考卷十五の奥書に卷十五、卷十六上下、卷十二下の順序とせるは記憶の誤である。さてその三冊半ほどを九月十九日から十一月一日まで四十四日の間に書き終へたがまだ卷十六の索引が残

つて居た。それを作り又同巻の本文の句讀を切り果てて、卷十三以下はまた初稿ながら萬葉集の全註が出来上つたのは恰十一月三日といふ國民的追懷の深き日の朝である。そこで其由を手紙に書いて三首の感想歌を添へて牧野家の奥へ通知した。

我等を新館に住まはせ同家の家族は舊館に住んで居られたのである。

間もなく主人子爵夫婦が出て來られて祝辭を述べられ其夜は美酒を贈り又赤飯をたかせて祝うてくれられた。後に同家では此事を後代に傳ふべく其邸内なる茶室の垣内に

萬葉集新考脱稿紀念(○表)

大正十二年十一月三日於當邸脱稿(○裏)

と刻したる一碑を建てられた。

筆を執つたのは新館階下の洋室であるが其窓前は碑を建つるに適せず又茶室は日曜日毎に入つて黙想した緣故があるから其垣内に建てられたのである。碑の字は宮内省御用掛工藤莊平君の書である。

又翌十三年十一月三日には余の外門人若干名を招きて第一回記念會を開かれた。

刊行について

卷一の刊行は大正四年五月であるが正宗君、榎本君等はこれより先に同門并に知人に檄して希望者を募つた所が幸に二百八十九名の人を得た。そこで毎冊三百部づつ印刷して其中十部づつを余に寄贈せらるる事にきまつた。それが漸々減少して二百六十部になつたのは左表に示す如くである。

卷一、卷二	三百部
卷三、卷四	二百八十部
卷五以下	二百九十部
卷十三下	二百八十部
卷十四	二百九十部
卷十五	二百八十部
卷十六以下	二百六十部

大火災前の二百八十部乃至三百部の中焼失したものが少くあるまいから今残つて居る本は珍本と稱してよからう。又他日補訂公刊の機會があらうとも此私刊本はや

はり珍本たる價值を保つであらう
 此書を刊行するについて正宗敦夫君は植字印刷は勿論製本まで自せられた。元來同君は多忙なる身である上に大正十四年に日本古典全集の編纂に従事せらるゝやうになつてからは傍から見ても其健康が憂へらるる程であるに拘はらず其義務と信せらるる所を忠實に守られた。茲に深く同君の厚意を謝すると共に學界の美談として世間に發表する。定めて後世にも傳へらるるであらう
 稿了及刊行の年月は左の通りである

卷一	初稿	再稿又は講了	刊行
卷二上		大正三年十二月	大正四年五月
同下		同 四年二月	同 同 八月
卷三上		同 五年二月	同 同 十一月
同下		同 五年二月	同 同 五月
卷四上		同 十月	同 六年五月

同下	大正三年五月	同 六年七月	同 同 十月
卷五		同 同 九月	同 同 七月
卷六上		同 同 十一月	同 同 六月
同下		同 七年一月	同 同 九月
卷七上		同 同 八月	同 同 十二月
同下		同 同 十一月	同 同 五月
卷八上		同 同 十月	同 同 九月
同下	大正七年十月	同 同 十月	同 同 五月
卷九上		同 同 五月	同 同 十月
同下		同 同 十月	同 同 三月
卷十上		同 同 二月	同 同 六月
同中		同 同 五月	同 同 九月
同下		同 同 九月	同 同 十二月
卷十一上		同 同 十一月	同 同 四月

卷十一中	大正十年五月	大正十一年四月	大正十一年八月
同 下	同 八月	同 七月	同 十一月
卷十二上	同 十二月	同 十二月一月	同 十二月四月
同 下	同 十一月四月	同 四月	同 十二月
卷十三上	同 五月	同 六月	同 十三年四月
同 下	同 七月	同 二月	同 六月
卷十四上	同 十月	同 五月	同 八月
同 下	同 同	同 九月	同 十一月
卷十五	同 十二年九月	同 十四年一月	同 十四年四月
卷十六上	同 同	同 三月	同 六月
同 下	同 十一月	同 四月	同 八月
卷十七上	同 同	同 六月	同 十月
同 下	同 五月	同 十月	同 十二月
卷十八	同 六月	同 十五年二月	同 十五年六月

以上三十八冊を四帙に分つた。即

卷十九上	同 三月	同 五月	同 九月
同 下	同 七月	同 七月	同 十一月
卷二十上	同 十二月	同 十二月	同 十二月
同 下	同 十二年二月	昭和二 年四月	同 同 六月

第一帙(卷一乃至卷五) 八冊

第二帙(卷六乃至卷十) 十一冊

第三帙(卷十一乃至卷十五) 十冊

第四帙(卷十六乃至卷二十) 九冊

第二帙が完成した時に其記念として南天莊藏幅寫真帖一冊三百部を刊行した各冊の主なる附録は

- 卷二下 橋本進吉氏のガテヌ、ガテマシの考
- 卷五 萬葉集卷第五の筆録者
- 山上臣憶良年齢考

- 卷七上 連體格の代に終止格をつかひたる
- 卷十下 倒置の枕辭
- 卷十二下 佛足石歌新考
- 卷十四下 轉訛例一斑
- 卷二十下 防人歌轉訛例一斑

又新に目錄を作りて添へたるは卷五、六、七、九である

主なる史料

南天莊月報大正三年七月

先生が南天會で講せられる萬葉集の講義を上梓してせめて同人だけにでも頒けてもらひたいと直接先生に願はれたり幹事に申出でられる人が多いので此春正宗君の上つて見えられた時に改めて先生に御願ひ申した處がさういふ事ならば稿を改めて萬葉集新義といふものを書いて見ようが然し閑がなければ仕様がなといふ御話であつたが此頃正宗君よりの消息によれば先生も今夏から物して下さるゝやうな事である。然しそれは正宗君の活版所で印刷して珍書保存會の別

冊として發刊するとの事で猶詳しい事は定まつてから報告しよう(○榎本幹事執筆)

萬葉集新考緒言

此書は明治四十三年十月以來つづきでものせる萬葉集の講義の筆記中より前註特に古義の説と異なる處を抜出でて作れるなり。されば此書を読むには少くとも略解又は古義と對照すべし
講釋前に一讀せしは加藤千蔭の略解と鹿持雅澄の古義とのみなれば二書の説に異なるは大概余の説なるをこたひ此書を作るに當りて

圓珠庵契沖の代匠記

賀茂眞淵の考

本居宣長の玉の小琴(卷四まであり)

荒木田久老の槻ツキの落葉(卷三のみ)

富士谷御杖の燈アケ(卷一のみ)

香川景樹の拵解稿本(卷四まで)

近藤芳樹の註疏(卷三まで)

木村正辭博士の美夫君志(卷二まで)

以上八書を見渡して余の案の及ばざりし所を補ひしのみならず余の説と同じきがはやく右の書どもに見えたるは「何々に然云へり」と書改め又は「誰同説」と書加へて萬葉集註家の通弊を避くることにつとめきされどなほ心附かずして先哲の説とことわらぬ處あるべし

萬葉集註家の通弊は他人の説を他人の説とことわらず讀者をして其人の説と誤信せしむる事なり。試に燈と古義卷一とを較べ槻の落葉と古義卷三とを較べ古義と註疏とを較べなば思半に過ぐべし。後の註家願はくは余の例に倣へ。大正三年十二月井上通泰識

南天莊藏幅寫眞帖跋

明治四十三年十月に萬葉集の講義を始めて後に其手稿を正宗敦夫君等の盡力で萬葉集新考と名づけて出版する事になつたが大正四年五月に其第一冊を出版してから今日迄に第一帙五卷八冊第二帙五卷十一冊合計十卷十九冊を出版して余

に取りては小ならざる此事業も既に半分完成した。そこで其記念として何か催したいといふ事を同人中の有志から申出でられたが祝宴などの催はつまらない上に地方に居る門人たちが參與する事が出来ぬから余の唯一の慰物なる書畫の中で大に過ぎて南天莊繪葉書に出されぬものを出版しては如何と提議した所がそれ結構といふ事であつたから平素最多く書齋の壁に懸くるもの二十四幅を擇びて簡單なる解説を附してここに南天莊藏幅寫眞帖として大方の覽に供するのである。大正十年十二月南天莊主人

南天莊月報大正十二年七月

萬葉集新考は凡七分六脱稿せり。残れるは十五、十六と十九の下半とに過ぎず。十二下の第二稿講釋前を第一稿とし附版前を第二稿とすは清書を了へたれど正宗君に取込ありていまだ製版に著手せず

日記大正十二年九月一日

午後零時五分大地震。震後處々に出火す
夜八時過裏手なる植木屋旅館より出火し我家も類焼す。まづ娘及孫を、次いで妻及

女中を櫻田クラブに立退かす

同上二日

六千巻にあまるふる書世の人の富にたぐへてほこりしものを
心さへ身さへつくしてつくりてしももちの書も残らざりけり
残る世をいかにかもせむ三十とせにあまるいたづき烟となりぬ
今一首は忘れつ

同上三日

たつか杖たにぎりもちてやけ跡に灰かきをれば秋の風ふく

南天莊月報大正十二年十月

先生は九月十七日より芝區伊皿子町二十四番地牧野貞亮氏邸に移られたり。但日
曜祭日の外は毎日櫻田俱樂部に出張せらる

九月十九日より牧野邸にて萬葉集新考の續稿に従事せらる

萬葉集新考の原稿は災後米井信夫氏に預けられしがやうやう閑を得て同家に赴
きて調査せられしに焼失を免かれしは

十三、十四、十五巻の初四十丁、十七、十八、十九、二十及總索引

にて焼失せしは僅に十二下と十五の中間十五六丁とに過ぎざる事明瞭となれり
(十五の下半と十六とは未稿なりき。其後十五は完了したれば今や残れるは十六の
みなり。目下は十二下の再稿に従事せらる(十月十五日記)

萬葉集新考卷十五初稿奥書

大正十二年九月二十六日牧野邸にて書畢へつ。十月六日全卷句讀

萬葉集新考卷十二下端書

此巻はやく書終へしを大正十二年九月一日の火に焼失せしかば伊皿子の牧野
邸にて再書けるなり。草稿はもとより残らず参考とすべき書どもはた乏しくて博
く古人の説を尋ぬるを得ざれば直に我案の代匠記、略解、古義に異なるを述べつ。さ
て主たる参考書を寄贈又は貸與せられしは左の人々なり

代匠記

白井光太郎氏

略解

牧野 貞亮氏

拙著新考

牧野 貞亮氏

國歌大觀(寄贈)

外山 且正氏

本居全集

遠藤 二郎氏

茲にその厚意を謝す。大正十二年十月十三日 著者

日記大正十二年十一月一日

萬葉集二十卷今夕註了。十四年來の大事業終結す。但發表は十六卷の索引出來の後にする事

同上十一月三日

萬葉集新考今朝完成につき特に通知せし人々左の如し(○姓名略)

人の世にけふぞいでぬる十とせまり四とせとざしし門をひらきて
われとわがなせるにあらずもろ人の我をすかして成せるなりけり
ながらへて父のあらばとなげくこそ晴れたる空の小雨なりけれ

萬葉集新考卷十六初稿奥書

大正十二年十一月三日稿了

南天莊月報大正十二年十一月

明治四十三年以來先生が拮据せられし萬葉集新考は十一月三日といふ由緒深き日の朝を以て牧野邸の一室にて脱稿したり。先生が漏されし言を承るに最近一年三箇月の間に筆を勵して卷十四以下七卷を註せられたるなりといふ。誰か其精力に驚かざらむ。就いては有志の間に大祝宴を開くべき計畫ありしかど先生が時節がら遠慮すべき事を力説せらるゝにより遺憾ながら中止す

日記大正十三年二月廿三日

櫻田クラブにて門下有志新考第一稿完成の内祝として小宴を開く

南天莊月報大正十三年十二月

十一月三日 先生は昨年十一月三日の朝子爵牧野貞亮氏の芝區伊皿子の邸にて萬葉集新考の稿を終へられし事當時月報にて報告せる如し。さて牧野子爵は此事を後代に傳ふべく其邸内なる茶室の園内に一碑を建てられ其表に

萬葉集新考脱稿紀念

其裏に

大正十二年十一月三日於當邸脱稿

と刻せしめられしが此日を以て第一回の記念會を開かれき。當日主人は生憎供奉にて不在なりしかば悦子夫人並に家令牧野正臣氏主人に代りて先生の外六幹事(○外山久保田播磨清水鞍智天野)と川島草間高橋(○直子)の三氏とを招きて盛讌を開かれき(○祝歌略)

此日主人は供奉先なる大本營より

萬葉集新考御脱稿記念日を祝す

と打電せられき

萬葉集新考卷十五奥書

此卷(五七頁)なる可牟佐夫流安良都能左伎爾以下并に卷十六は一昨秋罹災の直後に、彼卷十二下の再稿より前に草せしにて當時人より借り得たりしは略解と國歌大觀とのみにて代匠記古義などだに見るを得ざりき。爾來一年三四月の間に少からざる書籍を獲しかばそれによりて處々増訂せしかど彼火に索引も萬葉集書入本も焼失せしかば求むる所を尋ぬる事容易ならず。なほ先輩時流の發見を引き漏したるもの多かるべし。三世の大方願はくは恕したまへ。著者識(○大正十四年二月)

公刊に就いて

私刊本の第一冊が出来た時に弟の柳田國男が見て完成の上は洋装本數冊として公刊するがよい。それは私が引受けるから任せておいてくれ。と云うた。それに對して余は

どうであとからあとから發見があらうから余は一生此本の手入に怠らぬ積である。そこで刊行後の發見はすべて此本に書入れておくから余が死んだ後に公刊してくれ

と云うた。其時余は五十歳であつた。爾來發見した事は勿論増補の資料となるべき事も見聞の限つとめて書入れておいた。然るに其本も大正十二年九月一日の大火の時に焼失した。罹災後數度柳田から公刊を勧められたが種々なる事情があつて決心する事が出来なかつた。然るに大正十五年一月に正宗君が上京した時に與謝野寛君と相談し同君から公刊を勧められた。それより前に一部分は古本を買ひ一部分は人々から寄贈を受けて罹災前刊行の新考が辛うしてそろつたから、そろそろ再書入を始

めてゐたが與謝野君の勸告に就いては熟慮の末
たとひ努力して再書入をしても又其本が焼失しようも知れぬ。又私刊の終らぬう
ちに公刊を始むれば勿論の事、その計畫を發表しただけでも僅に二百數十部なる
私刊本の豫約が減じて正宗君年來の勞苦の結がつかぬ事となつては笑止である
と思うたが今や既に卷十七下が出来、残るは卷十八・卷十九上下・卷二十上下の五冊
に過ぎぬから今公刊すると決心しても愈公刊にかゝる前には殘部は大抵完成す
るであらうから今は思立つべきであらう

と考へ定めた。よつて其由を與謝野君に答へ同君から國民圖書株式會社長中塚榮次
郎君に話された所が中塚君も大に喜んで即座に出版を引受けられたと云ふ。そこで
中塚君を余に紹介せられて正式に約束が成立したのは同年三月一日である。さて翌
昭和二年十二月十三日に始めて豫約募集の廣告が出て遂に豫期以上に多數なる讀
者を獲た事はまだ生々しいから著述小史中に記述するには及ぶまい。但くれぐれも
感謝せねばならぬ事は與謝野君が筆に口に大に宣傳してくれられた事と、正宗君が
唯一本保存せられし私刊本と寛永版萬葉集とを切繼いで土代本を作つて余の補訂

に供せられ又第七冊まで余に先だちて試刷を一枚せられし事とである。此外にも厚
意を寄せられた方が澤山あるがそれ等は悉く一家の記録に留めておいた

表紙の文様は末弟松岡輝夫(映丘)をして本集卷頭なる雄略天皇御製歌に據つて描
かしたものである。又内外題の書名は彼工藤壯平君の筆を煩はしたのである

南天莊先生口授

萬葉雜攷

萬葉集の名義

萬葉集の名は古來ヨロヅノコトノハの義とする説と萬世の義とする説とがある。さうして甲の説を唱ふるは仙覺眞淵などで乙の説を唱ふるは鹿持雅澄と今の山田孝雄君とである。契沖は兩説を並べ擧げてどちらとも決定して居らぬ

古今集以後の二十一代集で萬葉集に對して名づけたらむと思はるゝは金葉、千載、玉葉の三集であるがその中で金葉玉葉はコガネノコトノハ、タマノコトノハの義であらうから俊賴爲兼は萬葉をヨロヅノコトノハの義としたので、千載の撰者俊成は萬葉をヨロヅ世の義としたのである

轉じて漢籍に萬葉といふ語を如何なる義に使つて居るかと見るに晋書武帝紀論に

見土地之廣謂萬葉而無虞

とあり、隋書薛道衡傳に

叶千齡之旦暮當萬葉之一朝

とあり、文選顏延年の曲水詩序に

拓世貽統固萬葉而爲量

とある。是等は萬世の義である。又淮南子精神訓に

譬猶本與末也。從本引之千枝萬葉莫不得而隨也

とあり、文選陸雲の頌に萬葉垂林とあり、同じく江淹の賦に一枝百頃萬葉共陰とある。

是等はヨロヅノ木ノ葉の義である。萬葉をヨロヅノコトノハの義につかへる例は漢

籍には無い。それは無い筈である。抑言語は邦語ではもとコトバと云うたのを平安朝

時代の初からや、コトノハと云ふやうになつた。

萬葉集卷十四即東歌の中、新考三〇六五頁にウツセミノヤソコトノヘハシゲクト

モといふ歌がある。このヤソコトノヘは八十言ノ葉の訛と思はれるが此外に萬葉

集中にコトノハと云へる例は無い。確なる例の初見は古今集である。即序文に

やまと歌は人の心を種としてよるづの言の葉とぞなれりける

とあるを始として

おもふてふことのはのみや

いつはりのなき世なりせばいかばかり人の言のはうれしからまし

言のはさへにうつろひにけり

つれもなくなりゆく人の言のはぞ

言のはのこころの秋にあふぞわびしき

言のはさへもきえなむ

あはれてふ言のは毎におくつゆは

言のはしげきくれ竹の

やちくさの言のはごとに

身はしもながら言のはを、あまつ空まで、きこえあげ

などある

コトバをコトノハとも云ふやうになると共に、否コトノハがコトバを壓倒するやう
になると共に其意義も廣くなつて言語文章に亘つていふ事となり、又コトノ葉ゴト
ニオクツユノなど草木の葉に副へて歌によむやうになつてから詞花言葉といふ漢

やうの熟字が出来た。言葉は無論邦製の熟字である。されば近年刊行の支那の字書に言葉日本語謂言語也と云うて居る。詞花は杜甫の詩に詞華傾後輩また學術醇儒富詞華哲匠能とあり又白樂天の詩に志業過玄晏詞華似禰衡とある。華は花の古字であるから我邦では畫の少きに就きて詞花と書いたのであらう。言葉も山田君の説に據れば唐人の作つた初學記といふ書に見えて居るさうであるがこれは支那では行はれなかつた語である。さて我邦で言葉といふ字が始めてつかはれた時代の人が唐人の初學記に言葉といふ字の出で居る事を知らなかつたので無い事は初學記に辭條言葉とあり續本朝文粹に出でたる藤原爲忠一條後一條後朱雀天皇時代の人の詩序に詞條言葉之花とあるので分るが我邦でコトノハといふ語を使ふのは初學記に言葉とあるのを直譯したのでは無い。前にも述べた如くコトノハを漢字に移して言葉といふ漢様の熟字を作つたのであつてたとひ初學記に言葉といふ字が出て居らずとも言葉といふ熟字が行はれたであらうが恰初學記に言葉といふ字が出て居るから是幸としたのである。さて言葉はともかくも初學記に例があるが支那では葉の一字をコトバの義とする事は決して無い。葉の一字をコトバ又はコトノハの義に用ひた

のは日本だけの事である。されば萬葉、金葉、玉葉、新葉などを支那人に見せても決してヨロヅノコトノハ、コガネノコトノハ、玉ノコトノハ、新シキコトノハとは受取らぬ。今述べた如くであるから葉といふ語は支那では世又は木ノ葉の義に使ひ日本では世又は木ノ葉又はコトノハの義に使ふのであるが萬葉といふ語を日本の古い詩文に用ひたる例をしらべて見るにまづ日本紀の顯宗天皇紀に

是以克固四維永隆萬葉

とある。否日本紀の流布本には永隆萬葉とあるが舊事本紀には永隆萬葉とあり其本文たる梁書にも萬葉とあるさうであるから流布本の日本紀に萬葉とあるは誤とすべきである。次に日本後紀延暦十六年二月の下に出でたる續日本紀撰成上表に

傳萬葉而作鑿

とある。次に大同二年に出来た古語拾遺に

隨時垂制流萬葉之英風興廢繼絕補千載之闕典

とある。それから續日本後紀承和元年十二月の條や弘法大師菅三品などの例を飛越えて遙に下つて堀河天皇の時代に菅原陳經の作つた菅家御傳記に

爾來土部氏萬葉居菅原伏見邑

とある。是等は皆萬世の義に使うてあるのである。萬葉をヨロヅノ木ノ葉の義につかふのは元來本義であるから無論例はあらうがこれは本論に用が無いから特に探しては見なかつた。之に反してヨロヅノコトノ葉の義につかへる例は山田君と同じく骨を折つて探して見たが山田君の擧げられたる例即言葉は藤原爲忠の詩序、言葉詞華は惟宗孝言の詩序より古きものは見當らぬ。さうして此等の詩文は皆平安朝時代中期のものであり又言葉の原語なるコトノハも少くとも廣く行はるゝやうになつたのは平安朝時代初期以後と思はれるから萬葉集の出來た時代にコトバを單に葉と云はなかつたのは勿論、言葉といふ熟字も無かつた事と思はれる。されば萬葉集の名をヨロヅノコトノハの義とするは學問上根據の無い説である。さて萬葉と名づけたのは萬世ニ傳ハレと祝しての事である。さうして萬葉集といふ名は證據は無いが多分大伴家持が自命じたのであらう。各卷の卷尾卷首に萬葉集卷第何とはあるが今本の順序はおそらくは家持が編纂した時のまゝであるまいから、否或は初には卷の順序は無かつたらうと思はれるから初から萬葉集とあつたといふ事も斷定せられ

ぬのである。萬葉集といふ名の見えたる最古の例は古今集雜歌下なる

貞觀の御時萬葉集はいつばかりつくれるぞと問はせたまひければ 文屋のあり
すゑ

かみな月しぐれふりおけるならの葉の名におふ宮のふることぞこれ

といふ歌の詞書である。それに次ぎては新撰萬葉集、古今集、新撰和歌の序である

なほ附言すべき事がある。大震火災前に故岡田正之博士が萬葉集の名義についての一文を雜誌心の華で發表せられた。當時一讀はしたが其雜誌は焼失後再手に入らず従つて再讀する事が出來ぬから記憶の誤があるかも知れぬが岡田君の説は

山上憶良の撰んだ類聚歌林といふ歌集がある。今は傳つて居らぬが萬葉集に屢引用してある。家持は憶良の後進で特に憶良に私淑した人であるから憶良の歌林に擬して己が撰んだ歌集を萬葉集と名づけたのであらう

といふ説で萬葉をヨロヅノコトノハの義とする説とヨロヅ世の義とする説との外に出でてヨロヅノ木ノ葉の義とせられたやうに記憶して居る。もしそれならば少くとも歌林萬葉と云はねばならず又萬葉集の集の字も不用であらう。目先のかはつた

説ではあるが賛成が出来ぬ

山田孝雄君の萬葉集名義考は、國語と國文學の大正十四年二月號に出て居る堂々たる大論文である。引證も余の講演の如く貧弱なるものでは無い。前述の初學記の辭條言葉は氏の引證中から借りたものである(昭和三年二月十六日)

本文に言ひ足らなかつたやうであるから尙重ねて言ふがコトバといふ語からコトノハといふ語が出来なければ言葉といふ熟字が出来ず詞花言葉といふ對語は尙更出来ない。言葉をコトバに充てた漢字とすれば詞花言葉はコトバノ花とコトバとなつて對にはならぬからである。又コトノハといふ語が出来てもおそろくはそれを直に言葉と漢譯する事はあるまい。コトノハを草木の葉に取做す例が開けそれから思附いて言葉と漢譯したのであらう

萬葉集の卷の順序

萬葉考別記一に

考にいへる如く此集の中に古き撰みと見ゆるは一の卷、二の卷なり。それにつぎては今十三、十一、十二、十四とする卷どもも同じ時撰ばれしうちならんとおぼゆ。何ぞといはば其一二には古き大宮風にして時代も歌主もしるきをあげ三(今の十三)には同じ宮風ながら時代も歌ぬしも知られぬ長歌をあげ四、五(今の十一、十二)には同じ宮ぶりにして代もぬしも知られぬ短歌をあげ六(今の十四)には古き東歌を擧て卷を結びたるなるべし。から國の古へ歌は國風を始めとしたり。こゝには宮ぶりを先にて國ぶりを末とせしものとみゆ

と云うて居る。眞淵は右の六卷を以て本來の萬葉集とし爾餘の十四卷を以て元來家の集なるが萬葉集に混淆したるものと認めて居るのであるがこれはあまりに勇斷である。

右の六卷を以て正篇とし爾餘の十四卷はいまだ編次せざるは編次して續篇とした方がよかつた

と云はば云ふべきである。又爾餘の十四卷も悉く家々の集では無い
又云はく

かくて今の五の卷は山上憶良大夫の歌集ならん。今の七と十の卷は歌もいさゝか古く集めぶりも他と異にて此二つの卷は姿もひとしければ誰ぞ一人の集めなり。今の十五の卷は新羅へ遣されし御使人の歌どもと中臣朝臣宅守の茅上娘子と贈和^{ワカ}しとをもて一卷とせしにて又たが集めしとも知られず。今の十六の卷は前しりへには古くよりある歌もあるを中らに歌とも聞えず戯くつがへれるを載て様ことなり。中に河村王、大伴家持の歌も入しかば古き集にあらず。こは家持卿の集のうちにはやあらん。今の三の卷てふより四、六、八、九、十七、十八、十九、二十の卷々は家持卿の家の歌集なること定かなり。かゝれば古へ萬葉集といへるは右にいふ六つの卷にて其ほかは家々の集どもなりしをいと後の代に一つに交りて二十卷とはなりしなりけり。

卷五が憶良の家集にあらざる事は新考卷五の附録萬葉集卷第五の筆録者新考九九九頁にいへる如くで誰ぞの書留である。然しそれはこゝでは枝葉であるからどうでもよい。『今の七と十の卷は集めぶりも他と異にて此二つの卷は姿もひとしければ』といへるは小別を題別としたるを云へるにや。然し卷七の大別は雜歌、譬喻歌、挽歌に

て全く卷三と同じく卷十の大別は雜歌相聞を更に四季に別ちたるものにて全く卷八と同じでは無いか。十六と三、四、六、八、九とを家持の集と云へるはいかが。十七以下の如く書留のまゝならばこそ家の集とは云はぬ。十六は故事ある歌と戲笑體なるを集めたる中に家持自己の狂詠二首を加へたまででは無いか。三、四、六、八の中には家持の歌が或は多く或は少く出て居るが三は雜歌挽歌、四は相聞、六は雜歌と部類し八は春雜歌、春相聞、夏雜歌、夏相聞、秋雜歌、秋相聞、冬雜歌、冬相聞と八部に別ちて皆編次を経たるものでは無いか。それを隨記のまゝなる五、十五、十七以下と同一視する事は出來ぬ。

又云はく

然つどへる上にては一二の卷の外は何れをそれとも知られず亂れにたるを古への事をよくも思ひ得ぬ人私に次^{ツキ}をしるせしものなり。仍て三といふ卷より十六の卷までは事の様も時代年月もまへしりへに成てけり。故に今委しく考て次を改め立^{タテ}こころみるに先[△]一、二は今の如し。次は今の十三を三とし今の十一、十二、十四を四[△]、五、六とするも上にいへる如し。今の十を七とす。凡古歌なるが中に藤原ノ古ニシ里

とよめる言あれば奈良の始の人の集ならん。今の七を八とす(是も古歌にて集の體右とひとし)。今の五を九とす(末に天平五年六月の歌あり)。今の九を十とす(天平五年の秋に遣唐使の發船する時の歌あればなり)。今の十五を十一とす(中臣宅守は石上乙麻呂と同じ年比に流されしと見ゆれば天平十一年の比の歌どもなり)。今の八を十二とす(天平十三年と注せる歌あり。又久邇京より奈良の故郷へおくれる歌もあり)。今の四を十三とす(是にも久邇京より奈良へ贈りし歌あれば右と同じ年比なり)。今の三を十四とす(末に天平十六年七月とあり)。今の六を十五とす(久邇京の荒たるを悲む歌あり。こは天平十八年九月より後の事なり)。十六は今の如し(時代は上にいへるが如し)。十七今の如し(末に天平廿年正月とあり)。十八今の如し(末に天平勝寶二年二月とあり)。十九今の如し(末に天平勝寶五年二月とあり)。二十今の如し(天平寶字三年正月の歌までにて巻を終たり)。かく年月の次でども定かにしるしてあるなれば後に前しりへに亂れたりしこと明らかし。其外にも代々の體わかれて巻の次でのしるきぞ多き。さればその餘りかつがおぼつかなき事あるはいふべくもあらねば改むべし。

按ずるに家持の原本は無論卷子本であらうがその卷子の數は初から二十卷であつたか或は天平寶字三年正月以後の巻もあつたかも知れぬ。さてその一、二はともかくも三以下には巻の數は記してなかつたらう。

今の本に本文の初に萬葉集卷第何とあるは傳寫した人が添へたのであらう。されば今卷の順序を正さんに或準據に従うてやればよいのであるが眞淵の準據とせるは歌風(就中その新古)と年月とであつて之を表示すれば左の如くである。

舊本卷次

改定卷次

一、二	古き大宮風	一、二
十三	同 時代作者不明の長歌	三
十一、十二	同 同	四、五
十四	古き東歌	六
十七	古歌	七、八
五	天平五年までの歌	九
九	天平五年の歌あり	十

十五	天平十一年比の歌	十一
八	天平十三年の歌あり	十二
四	右と同じ年比の歌あり	十三
三	天平十六年まで	十四
六	天平十八年比の歌あり	十五
十六	河村王家持の歌あり	十六
十七以下略		

歌風の新古を準據とするは主觀的であつて危險であるが眞淵が古歌と認めたる十三、十一、十二、十七は皆作者不明の歌であるから多くは古歌であらう。年月を準據とする事は隨記體の卷の外には應用すべきで無い
更に按ずるに本集二十卷中隨記の體なるもの六卷

即五、十五、十七、十八、十九、二十

殘十四卷は編次したるものである。就中

甲 作者不明なる歌六卷。即七、十、十一、十二、十三、十四。その類別法左の如し

- 七 雜歌、譬喩、挽歌に別てる上に題別とせり
 - 十 雜歌、相聞に別てる上に四季別とせり
 - 十一 外形によりて旋頭歌を別てる外に内容によりて四種に別てり
 - 十二 内容によりて五種に別てり
 - 十三 雜歌、相聞、挽歌に別てり
 - 十四 雜歌、相聞、譬喩に別ち更に國別とせり
- 即皆編次を経たり。但類別法の劃一ならざるのみ
- 乙 卷十六は有由緒歌并雜歌にて特種のものなり
 - 丙 作者の明なる歌七卷。即一、二、三、四、六、八、九。その類別法左の如し

- 一 御代順 雜歌
- 二 同 相聞 挽歌
- 三 時代順 雜歌 挽歌
- 四 同 相聞
- 六 年紀順 雜歌

八 時代順 雜歌相聞に別ち更に四季に別てり

九 同 雜歌 相聞 挽歌

即年紀順、御代順、時代順の三種と成れり

元來作者の明なるものは皆年紀順にすればよいのであるが作つた年の分らぬものは御代順にし御代も分らぬものは時代順にする外は無いのである。即一、二、三、四、八、九は六のやうにする事が出來ず、三、四、八、九は一、二のやうにだにする事が出來ないのである。なほ云ふならば世間には一、二が清撰を経たもので其他はまだ清撰を経ぬものやうに思つて居る人もあるやうであるが三、四、六、八、九の中で六だけは一、二のやうにする事が出來るがこれは一、二よりは更に精確に年紀順にしたのである上に皆寧樂宮御宇天皇代(養老七年至天平十六年、即元正聖武兩御代)であるから強ひて一、二の體裁に倣ふ必要が無いのである。されば一、二、三、四、六、八、九は(十六も)皆清撰を経たものである。但これより以上手を著ける餘地が無いと云ふのでは無い。歌の順序の錯亂など正すべき事がまだある

然らば右の七卷乃至八卷の順序はどうしてよいかと云ふに作つた時の明なるものを先とするならば六、一、二とすべきであるが元正聖武の御代の卷を雄略の御代より和銅に至り仁徳の御代より靈龜に至る卷より先とするは穩で無いからやはり一、二を先とし次六、次三、四、八、九此四卷の順序は通行本に従へるのみ(次十六とすべきである。さて其次は作者不明従つて時代だに不明なる七、十、十一、十二、十三、十四此六卷の順序も通行本に従へるのみ)とし次は隨記のまゝなる即いまだ編次を経ざる六卷とすべきである。試に通行本と眞淵の改定と余の案との卷次を比較すれば左の如くである。

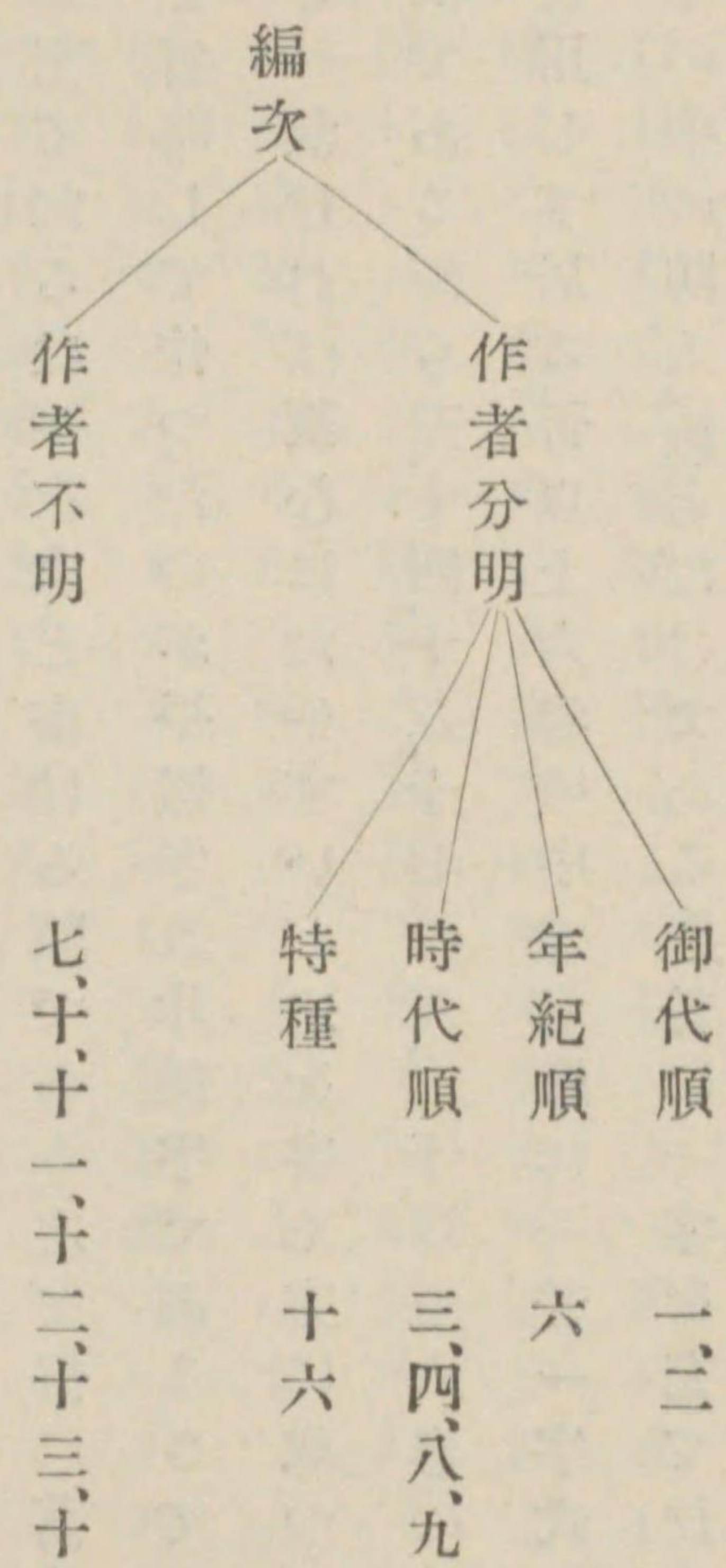
通行本	眞淵改定	井上案
一	一	一
二	二	二
三	十三	四
四	十一	五
五	十二	十五
六	十四	三

七 八 九 十 十一 十二 十三 十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十

十 七 五 九 八 十五 四 三 六 十六 十七 十八 十九 二十

九 六 七 十 十一 十二 十三 十四 十六 八 十七 十八 十九 二十

なほ余の案を圖示すれば左の如くである



隨記 五、十五、十七、十八、十九、二十

繰返して云ふが余は今の巻次が原本の巻次とちがうて居るといふのでは無い。原本にはおそらくは巻次が無かつたのを傳寫の時に今のやうに定めたのであらうが殆ど準據の認むべきものが無いからもし正すならばかやうにするがよからうと云ふのである

萬葉集の借字

萬葉集は初から今の如く二十卷であつたか、又は家持が編輯した當時には今より多かつたが其一部が無くなつて二十卷になつたのか分らぬが、ともかくも二十卷の中に見えたる作歌年月の最後なるは天平寶字三年正月である。天平寶字三年は淡路、廢帝即淳仁天皇の御代で今昭和二年より一千一百六十八年前である。其時代にはまだ平假字は無く片假字も行はれなかつた。そこで歌を書くに全部漢字で書いた。其書方には一音に一字を充てたると、數音に一字を充てたるとの別があり中には又字音を充てたると、字訓を充てたるとの別がある。字音を充てたるはキを紀と書ける類、字訓を充てたるはキを木と書ける類である。之を俗に萬葉假字といふ。この所謂萬葉假字を省略して作つたのが平假字及片假字である。さて所謂萬葉假字で書いた歌は誤字さへ無ければ讀むにたやすいが之を書く方に取つては一音に一字づつ書くのは面倒であるから五、十四、十五、十七、十八、二十以上六卷の外は數音に一字を充てる書方を併用して居る。否以上六卷の中でも嚴に一音一字式を守れるは卷十四の東歌と卷二十の中の防人歌とだけである。數音に一字を充てたるものの中にはテニヲハに當る字を全く略したるものがある。例を知しに取らんに知濫しと書くか、せめては將知しとあれ

ばシルラムと讀まれるがシルラムに知の一字を充てたる處がある。かやうな書式は特に柿本朝臣人麿歌集出として擧げたる歌に多い。されば人麿歌集といふものは今は傳はつて居らぬが其書方は頗不完全であつたと思はれる。

因にいふ。漢文の將知し主動詞が無くては分りにくいから假に將知としたのである。は未來格であるから將知の字を充つるはシルラム、シリナムに限るべきであるが集中にはシルラム、シリナムに限らず現在想像のシルラム、シリヌラムにも、過去のシリケムにも將知を充て、居る

かやうな事を云ふと限が無い。もし集中の用字例を研究するならば數冊の書物を作る事も出来る。たとへばケフ、イマを且今日、且今と書ける處が澤山ある。然るに何故に今日、今に且の字を添へたるかと云ふ事は從來分つて居らぬ(但これは漢籍にも例がある。たとへば劉向の新序に且今行之とある。余も此方面に研究を進めて見たいと思ふが余の如き漢學の力の無いものにはむつかしい

さて萬葉集の用字例を分類せるものに萬葉用字格といふ一冊の書がある。これは天保元年に公にせられたもので時宗の僧春登の著である。本集の用字例を訓に由りて

探すやうにしたもので五十音の各部を正音、略音、正訓、義訓、略訓、約訓、借訓、戲書の八類に分つて居る。たとへば加部について云はんに

加可、我^カなど書けるは正音

甲斐のカを甲と書けるはカフの略音

ナキテカのカを歟と書き君ガのガを之と書けるは正訓、カチを歩と書きカラを故と書けるも正訓

カモを疑、疑意など書きガモを願、冀、欲得、欲成など書けるは義訓

カキツを垣内と書けるはカキウチのウを略したるなれば略訓

カフチを河内と書けるはカハウチの約なれば約訓

アヒミツルカモのツルカモを鶴鴨と書けるは借訓

カ^リを切木四と書けるは戲書

である。

因にいふ。何故にカ^リを切木四と書けるかといふ事は新考一〇五八頁以下(第二冊)にくはしく説いてある。此戲書の中には面白い事が多いが此事も種々の方面から

研究する價值がある

此萬葉用字格は分類もまだ當を得て居らぬ上にその據とした萬葉集略解の訓のあまた訂正せられた今日に至りては其價值は大分下つたが然も今日でも便利なる書物として學者に用ひられて居る。次に先頃謄寫版で田島某の萬葉格字引といふ一冊の書が刊行せられた。これは字引のやうに漢字で引くのであるから學者の研究によりて原書の訓が變つて行いても影響を受けぬ訣であるが用字格のやうに便利で無い。たとへばカ^リに妙な字を充てた例があるとだけ覺えて居る場合に用字格を見れば折木四、切木四といふ事がすぐに分るが格字引では分らぬ。又ガモの書方が幾通りあるかといふ事も用字格では分るが格字引では分らぬ。其上脱漏あり誤寫も少からぬやうであるから余は座右には置いて居らぬ。こゝに正宗敦夫君は十數年來本集の完全なる索引を作るに努力して居たが近日出版する運になつたと云ふ。四五冊の洋装本となる豫定で學者には固より缺くべからざる物である。

本集の歌の訓讀の難き事は村上天皇の御代なる所謂梨壺の五人を始め世々の研究者、特に鎌倉時代の仙覺、徳川時代の契沖、春滿、眞淵、宣長、久老、雅澄等、明治時代の木村正

辭博士等が心血を注いだに拘はらず淺學なる後生、余の如きものをして若干の發見を遂げしめたのでも分るが發見に骨の折れた例は聽く人の肩も凝る訣であるからそれらはすべて拙著萬葉集新考に譲つて今はただ聞かれて面白い例を少々舉げて見よう。面白い代には皆夙くから讀み得たる例であるから一通り本集を研究せられた諸君を益する所は無からう。くれぐれも斷つて置くが以下は學者の衣服を脱いでの話である

まづ朝日の日を烏と書ける例がある。然し月を兔と書けるは見當らぬ
それからアラレを丸雪と書いてある

それからキリを白氣と書きケブリを火氣と書いてある(以上天文)

次に北を向南と書けるがある。これはマヂカキを不遠とかきキヨクを不穢とかけると同例としてよからう。又コトモツゲナムのナムに火の字を充てたる例がある。これは大分むつかしいが支那の五行説に據ると木火土金水のうち火は南に相當する。されば今の例はコトモツゲ南と書くべきを戲れて南の代に火と書いたのである。参考の爲に五行に方位、五色、四時、五聲等を配したるものを表示すれば左の如くである

木	東	青	春	角
火	南	赤	夏	徵 <small>チ</small>
土	中	黃		宮
金	西	白	秋	商
水	北	黑	冬	羽

卷十三にニシノウマヤ、ヒムカシノウマヤを金厩、角厩と書けるも五行の金は西に當り五聲の角は東に當るからである(以上方位)

次に秋を金又は白と書いてある。これは秋は五行の金に、又五色の白に當るからである。又春を暖とかき秋を冷と書き冬を寒と書いてある。但夏を熱と書ける例は集中には見當らぬ(以上時節)

次に里を五十戸と書いてある。これは大寶令に凡戸、以五十戸爲里とありて文武天皇の大寶以來、否孝徳天皇の大化以來村落の戸數が五十に滿てば一つの里と立てられたからである(以上地理)

次にサダメテシなどのテシを義之又は大王と書いてある。いにしへ書を手といひ書

家を手師と云うた。晋の王羲之は所謂書聖で手師の代表者である。そこで手師と書く代に羲之と書いたのを後に羲を義に誤つたのである。大王と書ける訣は羲之の子獻之も亦書の名人であつたから父と併稱して二王と云はれたがその獻之と別つ爲に羲之の事を大王と云うた。そこで羲之の代に大王と書いたのである。

それからコチタミを毛人髪三と書いてある。コチタシは上方言葉のギャウサンであるが毛人即エミシ即今のアイヌは毛髪が多いからコチタシを毛人髪と書いたのである。

それからイクヨマデニカトモシキマデニなどのマデを左右手、左右、二手、諸手と書いてある。これは一手を片手といふに對して二手をマデと云うたからである。一方を片といふに對して雙方を眞といふ事は今は殆ど忘れられてしまつたがそれでも眞帆、片帆などいふ語は残つて居る。又古歌に見える眞梶、眞袖の眞をただのたゝへ辭と思つて居る人もあるが、否辭書にもたゝへ辭として居るものがあるが眞梶は左右の梶、眞袖は左右の袖である。川の兩岸を萬葉にフタツノ岸とよめる例があるが今少し短い語が無いかと問うた人があつたから片岸に對して眞岸とか諸岸とか云うたらよか

らうと答へた事がある。

それからナミダを戀水と書ける例があるがこれなどは頗面白い(以上人事)

次にシシを鹿猪と書ける例がある。シシは元來肉の義なるが轉じて動物の名となつたのである。さうして古は鹿猪を總稱してシシと云ひ別ちては鹿をカノシシ、猪をキノシシと云うたのであるがキノシシの名ばかり残つてカノシシの名は絶えたのである。カノシシを今シカと云ふが古、シカと云うたのは牡鹿の事である。されば集中にはシカを牡鹿、雄鹿、男鹿とも書いてある。牝鹿はメガといひ牝牡を總稱してはただカと云うた。

因にいふ。シシを完と書くのは肉の古字なる宍を誤つたのである。古寫本には宍を完では無いが完とも見えるやうに書ける例がある。

それからシシの鹿猪に對してトリを鶉雉と書いてある。これは古、狩獵の主なる目的物は獸では鹿猪、禽では秋の鶉、冬の雉であつたからである。

それからカモを青頭鷄と書ける例がある。鷄の字については抗議が出るであらうがこれは三國志註に青頭鷄、鴨也とあるに依つたのである(新考二六四四頁以下參照)

それから古は鶏を呼ぶにツツといひ犬を呼ぶにママといひ馬を追ふにソソと云うたと見えてミエツツのツツを喚鶏と書きマソカガミのマソを喚犬追馬と書き略しては犬馬とも書いてある。閒宮永好といふ人の隨筆を犬鶏隨筆といふは其號松の屋のマツに喚犬喚鶏の略なる犬鶏を充てたる樂屋落である。又卷十四に駒ハタグトモ我ハツトモ(追)ハジとある

それから今、蜂の音はブンブンと聞え馬の聲はヒンヒンと聞え牛の聲はモオモオと聞えるが古は少し聞え方がちがうたと見えてイブセクモアルカのイブを馬聲蜂音と書きナホヤナリナムのムを牛鳴と書いてある(以上動物)

次にカグロキ髪ニのクロキに烏の字が充ててある。然しシロキに鷺の字を充てたる例は無い。それからコヒワタリナムのナムを味試と書きイマゾナギヌルのヌルを少熱と書けるは奇抜である。それから古、四枚の木片を以て行ふカリウチといふ博戲があつたがユフヅクヨ(夕月夜)のツクを三伏一向と書きネモコロゴロニのコロを一伏三向と書いてある。これは彼カリウチに使ふ木片は一面が白く一面が黒くそれを投げた時に白が一枚、黒が三枚出たのをツクといひ白が三枚、黒が一枚出たのをコロと

云うたからである。つまりツクもコロもカリウチの采の名稱である

因にいふ。四枚共に黒なるをやモと云うたのでは無からうかと思はれる事がある。

其事は新考七九六頁にはほめかして置いた

それから算術の九九といふものは我邦にも夙く一千數百年前の當時に行はれたと見えてカクシシラサムのシを二二と書きイサトヲキコセのトヲを二五と書きシシフミオコシのシシを十六と書きコノマタチダクのククを八十一と書いてある。又ナヅミヅワガコシ、イケリトモナシのシを並二、重二と書いてある

それからイロニイデバのイデを山上復有山と書いてあるがこれは古詩に

藁砧今何在、山上復有山、何當大刀頭、破鏡飛上天

とあるに據つたので山上復有山は出の隱語である(新考一八二〇頁参照)

それからワガワレを言と書きナホを由と書ける處がある。ワレを言と書けるは詩經に多く(爾雅に言、我也とある)ナホを由と書けるは孟子に多い。初にも云うた通り本集の用字を研究するには漢籍の素養が無くてはならぬ(以上雜)

まだいくらかでも話すべき事はあるがあくびの出ぬ内に止めよう。そのアクビは集中

には見えぬがクツシヤミをよんだ歌はある。クツシヤミする事を古語ではハナヒルといふ(右は昭和二年十月十七日奈良ホテルにて講演せしものに聊補訂を加へたるなり)

九九

萬葉集に九九又は其合數を借字に用ひたる例がある。即卷六(新考一〇二一頁なるカク二二シラサム卷十三二八七五頁なる二二ナムヨワギモ又卷十一二四五四頁なるイサ二五キコセは二二をシに借り二五をトヲに借りたので又卷三三四八頁なる十六コツハ、卷六一〇三八頁なる十六フミオコシ又卷四八三一頁なるココロ八十一、卷八二五三八頁なるコノマタチ八十一は四四の積十六をシシに借り九九の積八十一をククに借りたのである。此等の例を見てめづしがるは道理であるがただめづらしいヂヤ無いかと云はれただけでは初學の人たちは九九の文學に現れたるは萬葉集が初と誤り思ふまいものでも無いから聊蛇足を書いて見よう

九九が文學に現れたるは萬葉集が初では無い。漢籍にははやくあまたの例がある。手近いものでは晉の郭璞の爾雅序に沈研鑽極二九載とある。文選には特に多い。たとへば張平子の東京賦に年ヲ歴ルコト三六とあり又二九ヲ合セテ謠ヲ成スとある。これは王莽の僭號十八年を謂うたのである。又鉞ヲ四七ニ授ケと云ひ屬車九九と云へるは二十八將と八十一乗とを謂うたのである。又左太冲の三都賦のうちの蜀都賦に二九ノ通門ヲ關キとあるは成都の十八門を謂ひ同じ魏都賦に相ハ二八ヲ兼ネ將ハ四七ヨリ強クとあるは舜の八元八凱と光武の二十八將とを謂うたので車ヲ曜スコト二六とあるは十二乗を謂うたのである。右の中で最古きは東京賦である。其作者張平子即張衡は後漢の永嘉年中に尙書となつた人である。然し九九と云ふ算術がはやく春秋時代にあつた事は漢書梅福傳に、否劉向の說苑卷八に、否韓詩外傳卷三に見えて居る。余の知る限では九九といふ稱の見えたるは韓詩外傳が一番古い。韓詩外傳は韓嬰の撰で韓嬰は前漢の孝文孝景に仕へた人である。さればこゝには韓詩外傳を引くべきであるが此書の傳本には誤脱があるやうであるから今は此書に據つたと思はれる說苑の文を引かんに同書卷八に

齊ノ桓公庭燎ヲ設ク。士ノ造^{イタ}リ見エムト欲スル者ノ爲ナリ。其年ニシテ士至ラズ。是^{コト}ニ東鄙ノ野人九九ノ術ヲ以テ見ユル者アリ。桓公曰ハク。九九何ゾ以テ見ユルニ足ラム。鄙人對ヘテ曰ハク。臣九九ヲ以テ、以テ見ユルニ足レリトスルニ非ザルナリ。臣聞ク君庭燎ヲ設ケ以テ士ヲ待テド其年ニシテ士至ラズト。夫士ノ至ラザル所以ハ君ハ天下ノ賢君ナレバナリ。四方ノ士皆自論ジテ君ニ及バザラムヲ以テノ故ニ至ラザルナリ。夫九九ハ薄能ノミ。而ルヲ君猶之ヲ禮セムニ況^{アレテ}九々ヨリ賢^{マサ}リタル者ヲヤ(○韓詩外傳に據りて者の字を補ひつ)夫太山ノ壤石ヲ辭セズ江海ノ小流ニ逆^{ツク}カザルハ大ヲ成ス所以ナリ。詩ニ云ハク。先民言ヘルアリ。葛藟ニ詢^トフト。博ク謀ルヲ言フナリト。桓公曰ハク善シト。因リテ之ヲ禮ス。其月ニシテ四方ノ士相携ヘテ竝ビ至ル云々

とある。されば九九といふ乗算は夙く春秋時代に存じその文學に現れたるも漢籍では一千八百年の昔である。従うて萬葉集に現れたるは古しとするに足らぬ。但九々又は其合數を借字に用ふる事は漢籍にあるべき事で無いからこれは萬葉集が初である(昭和三年十一月二十五日)

此文を草した後に國語を見しに晉語三に歲之二七其靡有微分といふ事があつた。それは晉人が其君惠公を譏つて作つた歌の辭で歲ノ二七ニハ其微^シモ有ルコトナカラムと訓んで十四年後ニハ君ノ子孫モ殘ルマイといふ意である。さればこそ郭偃といふ賢人が之を聞いて十四年ニシテ君ノ冢^{ツボ}嗣^シ其替^ホビムカと言つたのである。之によれば九九といふ名稱のみならず文學に現れたる九九も春秋時代を以て初出とすべきである。晋惠公は齊桓公の晩年に及んだ人で其時代は後漢の永嘉よりは又八百年ばかりの昔である(昭和三年十二月七日追記)

柿本人麻呂と漢文學

柿本朝臣人麻呂が空前絶後の大天才である事は言ふまでも無いが大天才と云へども千言萬語悉く自己の腦中に求めて更に文獻に資する所が無かつたとは速斷せられぬ。否人麻呂も古歌古謠は勿論祝詞^{ノリ}語部^ゴの語辭^{ゴト}などに資つたであらうが其外に尙漢文學に資する所があつたのでは無いかと思はれる。たとへば萬葉集卷二なる高市皇子

尊城上^キ殯宮之時柿本朝臣麻呂作歌の中に

ふきなすくだのおとは敵^{アタ}見たる虎かほゆるともろ人のおびゆるまでに

といふ句がある。虎は日本に無い動物であるからかやうな事を想像するには何か根ざしが無くてはならぬ。右の句のつづきに

ささげたる幡のなびきはふゆごもり春さりくれば野ごとにつきてある火の風の
むた靡くがごとく

といふ句があるが此等の句どもは恐らくは戰國策卷五に

ココニ楚王^{ホツ}宣王^ノ雲夢ニ游ブ。結駟千乘。旌旗天ヲ蔽フ。野火ノ起ルコト雲蜺ノ若ク

兕虎ノ嗥^{シヤウ}ユル聲雷霆ノ若シ

とあり劉向の說苑卷十三に

其年共王^{キョウ}楚王^{ホツ}江渚ノ野ニ獵ス。野火ノ起ルコト雲蜺ノ若ク虎狼ノ嗥^{シヤウ}ユルコト雷霆ノ若シ

とあるに據つたのであらう。

因にいふ。戰國策は日本國見在書目錄に劉向撰とあるが夙く史記に引用せられて

居るから以前からあつたもので劉向は之を編次増訂し且戰國策と命名せしに過ぎぬであらう。その撰にあらざる事は確に其撰なる說苑に記せる所と異同があるので明である。其異同は上に引ける文を比較して一斑を知る事が出来よう。劉向は前漢末の建平元年に卒した人である

次に同卷なる明日香皇女木髓殯宮之時柿本朝臣麻呂作歌の中に

なにしかもわがおほきみの、朝宮を、わすれたまふや、夕宮を、そむきたまふやとあるは文選卷二十九なる顔延年の宋文皇帝元皇后哀策文に

嗚呼哀哉南背國門北首^{ムカウ}山園

とあるに據つたのではあるまいか。何となくソナナ心持がする。次に同卷なる柿本朝臣麻呂妻死之後泣血哀慟作歌二首の或本歌の末に

大とりの、はがひの山に、ながこふる、妹はいますと、人のいへば、いはねさくみて、なづみこし、よけくもぞなき、うつそみと、おもひし妹が、灰にてませば

とある。灰ニテマセバはハヤク火葬シテ灰ニナリタレバと云ふ事であるがあまりに奇抜なるが爲に純日本思想なる註釋者の中には解釋に不安を感じたるもある様子

である。これは文選卷十四なる陸士衡の挽歌詩に

昔爲七尺軀、今成灰與塵

とあるを藍本としたのであらう。萬葉歌人中漢文學の影響を受けたるは山上憶良以下と漠然と心得たる萬葉研究者は人麻呂が戰國策文選などを讀んだであらうと云ふ説を聞かば一笑して好奇の言とするであらうが心を虚うし懷を坦にして此文を讀まば人麻呂の素養が耳からばかり來たので無い事が分るであらう(昭和三年十一月十日)

鎌倉比企谷と仙覺律師萬葉集研究の遺蹟

一 緒言

萬葉集は上古から寧樂朝時代までの歌長短四千五百餘首を見るに隨ひ聞くに隨つて集めたもので、古事記日本紀と共に三大古典として我邦の誇とすべきものである。さて集中に見えたる最新しい歌でも今より一千一百七十年前の作である。其時代にはまだ平假字は無く片假字は或は出來てゐたかも知れぬが少くともまだ行はれ無

かつたから集中の歌は全部漢字で書いてある。されば萬葉集の基礎的研究はドウ讀むかといふ事とドウいふ意味かといふ事と二の方面に亘らねばならぬ。其上に世が下つて傳寫の度数が重なると共に漸々誤字が多くなつて來るからドウ讀むかといふ事と共に或は誤字ではあるまいか、もし誤字ならばドウいふ字の誤であらうかといふ事も研究せねばならぬ

萬葉集の研究は今より九百八十年許前なる村上天皇の天曆年間から始まつた。初はドウ讀むかの研究が主であつたが追々にドウいふ意味かといふ研究も行はれるやうになつた。其内に世が下り傳寫の数が重なつて誤字が多くなつたから諸本を集めて其異同を校合する必要が起つた。其事業の始めて深刻に行はれたのが實に當鎌倉である。即將軍藤原賴經が此事業を思立つて初は京都から下つて居た式部丞源親行といふ歌人に命じたが後には權律師仙覺に命じた。仙覺は山本信哉博士の研究に據れば常陸國で生れた人であるらしいが、十三歳の時から歌の本源を悟らしめたまへと神佛に祈願した程の人であるから喜んで萬葉集校合の命を受けた。さて仙覺の作業は校定と訓讀と註釋と三つに分つべきである。さうして訓讀は又改訓と新訓と二

つに分つべきである。改訓とは天曆以來代々の研究者の訓讀の誤を訂したもので、又新訓とは代々の研究者の讀み得ざりし歌を仙覺が新に讀んだものである。後者の數だけでも實に一百五十二首に達して居る。更に校定訓讀註釋三事業の順序を述べるならば校定訓讀が先で註釋が後である。なほくはしく云ふならば校定は寛元年間と弘長文永年間と二回乃至三回行はれたが訓讀の行はれたのは寛元校定の時である。又註釋の出來上つたのは文永六年である。次に校定註釋の行はれた場所の事を云はんに校定本の奥書に

寛元四年十二月廿二日於相州鎌倉比企谷新釋迦堂僧坊以治定本書寫畢

とあるから最初の校定は比企谷で行はれたのである。弘長元年から文永二年に亘つての校定は何處で行はれたか記して無いが次々に貴重なる六本を獲て比校した事と文永二年に清書した本を將軍宗尊親王の仰に依つて獻上した事とから歸納してやはり鎌倉で校定した事と思はれる。次に註釋は卷末即卷第十の終に

文永六年孟夏二日於武藏國比企郡北方麻志宇郷政所註之了。權律師仙覺

とあるから註釋ばかりは武州麻志宇郷で出來たやうに見えるがよく思ふにさうで

はあるまい。即卷一の奥書に

文永六年二月廿四日記之訖

卷二の奥書に

文永六年沽洗二日於武藏國比企北方麻志宇郷書寫畢 仙覺

とある。沽洗は姑洗の誤で三月の異名である。萬葉集卷十七にも見えて居る。又卷四の

奥書に

文永六年三月十三日記之畢 仙覺

卷五の奥書に

文永六年三月十六日記之畢 仙覺

卷六の奥書に

文永六年三月十八日於武藏國比企北方麻師宇郷政所記之畢 仙覺

卷七の奥書に

文永六年三月廿一日記之畢 仙覺

卷八の奥書に

文永六年三月廿九日記之 仙覺

卷九の奥書に

文永六年孟夏朔日記之畢 仙覺

とある。孟夏は四月である。此奥書に據れば仙覺の萬葉集註釋十卷は文永六年二月廿四日から四月二日までの間に出來上り就中第五第七は三日間第六は二日間第十は僅に一日で出來上つたのであるがたとひ全註で無くても十卷の註釋が四十日許で出來上る筈が無いからこれはこれより先に作つたのを此時に清書したのに過ぎまい。現に第二の奥書には書寫畢とある。然らば其註釋を作つたのは清書したのと同處即武州麻志宇郷であるかと云ふにさうではあるまい。やはり當鎌倉の比企谷の新釋迦堂僧房で作つたのであらう。其證據には註釋卷第十の中に

さきの世の契深きをさなき者の松トボの肩トボのうちに住馴れて此集の歌の心しるしと
どめて給ふべき由勸め申す事度々になりぬるによりて憚を顧みず書留め待るな
り

とある。麻志宇郷政所は地頭の役所である。地頭の役所を松ノトボソと云ふべしや思

ふべきである。されば萬葉集註釋は稚き弟子の歌を嗜むものの乞によりてこれも亦比企谷新釋迦堂で作つたのであらう。從來仙覺は中年は鎌倉に、晩年は武州麻志宇郷に住し萬葉集の校定は鎌倉で、註釋は武州で出來たやうに漠然と考へられて居たが武州との關係は從來考へられしより稍淺く鎌倉との關係は從來考へられしより深いのである。又仙覺が武州麻志宇郷に居たのはただ一時だけであつたか或は數年に亘つたか分らぬがたとひ麻志宇郷に永住したとしてもそれによつて鎌倉との關係は絶えたのではない。其證據は今傳はれる萬葉集註釋は此書の成つた文永六年より七年後なる建治元年に權律師玄覺といふ人が人をして書寫せしめたもので第三の外、毎卷に玄覺の奥書があるが第二の奥書に

建治元年冬十一月八日於鎌倉比企谷以作者仙覺律師自筆本教人書寫畢

とある。されば仙覺自筆の萬葉集註釋は麻志宇郷政所に傳はらずして比企谷新釋迦堂に傳つて居たのである。註釋の清書の畢つた文永六年には仙覺は六十七歳であるが玄覺が人をして書寫せしめた建治元年にはもはや此世に居なかつたらう。即仙覺は文永六年から(否文永九年に自奥書を加へた本があるから文永九年八月九日から)

建治元年までの間に寂したのであらう。さうして恐らくは麻志宇郷で歿したのでなく、註釋を携へて比企谷へ歸つて歿したのであらう。さらば仙覺の墓所は寧比企谷に求むべきであらう。又註釋を書寫せしめた權律師玄覺はおそらくは仙覺に内外二典を學んだ人であらう。又玄覺に頼まれて註釋を書寫した人はやはり仙覺の弟子で新釋迦堂の後住であつたらう。或は仙覺が「さきの世の契深きをさなき者」といへる者の後身ではあるまいか。麻志宇郷政所の址は今の埼玉縣比企郡小川町大字大塚の陣屋であるといふ。陣屋は固より近世に起つた名稱であるが其處の舊稱をマンコロガイトと云うたと云ふ。マンコロガイトは政所垣内の訛でカイトは今いふヤシキである。此遺蹟の發見者は小川町の人大塚仲太郎君である。上に述べた通り仙覺の萬葉集卷第一奥書に

寛元四年十二月廿二日於相州鎌倉比企谷新釋迦堂僧坊以治定本書寫了
とあり又萬葉集註釋卷第十奥書に

文永六年孟夏二日於武藏國比企郡北方麻師宇郷政所註之了
とある。これによつて仙覺は比企氏と何か關係があつたのではあるまいかとは誰で

も考へる事であるが比企氏歴代中誰でも知つて居るのは比企判官能員ばかりで其能員と仙覺とは時代がちがひ、仙覺時代の比企氏はくはしく知れて居らぬから仙覺は比企氏と何か關係が有つたのであらうと云ふにはまづ比企氏の事を研究せねばならぬ

二 比企郡と比企谷

比企郡は武藏國の一郡であるが比企氏は本郡の名族であつたから郡の名を取つて比企氏と稱したのである。比企禪尼の夫掃部允カモシロウジヨウ名は一二の史料に遠宗とあるを比企郡少領と書けるものがある。此人の時代まで少領であつたといふ事は疑はしいが此人は京師に上つて初はおそらく源氏に、後には平氏に仕へたが又後に故郷に歸つたのである

三 比企禪尼

此人は京師に居た時頼朝の乳母となつた事があるが頼朝が永暦元年に伊豆國に流

された後夫掃部允に勸めて比企郡に歸り治承四年に賴朝が兵を擧ぐる迄二十年の間女壻等と共に糧米を賴朝に送つて其生活を助けたから賴朝は深く之を徳として其府を鎌倉に開くに及びて比企谷の地を與へてここに居住せしめた。即吾妻鏡に

壽永元年七月十二日御臺所(○政子)御産氣ニ依ッテ比企谷殿ニ渡御ス

同八月十二日御臺所男子(○賴家)御平産。……………河越太郎重賴ノ妻比企尼女召ニ

依ッテ參入シ御乳付ニ候ズ

同十月十七日御臺所并ニ若公(○賴家)御産所ヨリ營中ニ入御ス。……………比企四郎能員

御乳母ノ夫トシテ御贖物ヲ奉ル。此事若干ノ御家人アリト雖、義員ノ姨母號比企

尼當初武衛(○右兵衛佐賴朝)ノ乳母タリ。而シテ永曆元年豆州ニ御遠行ノ時忠節

ヲ存ズル餘、武藏國比企郡ヲ以テ請所トシテ夫掃部允ニ相具シテ下向シ治承四

年秋ニ至ルマデ廿年ノ間御世途ヲ訪ヒ奉リキ。今御繁榮ノ期ニ當ッテ於事就被

酬彼奉公(○事ニ於テ彼奉公ニ酬イラルルニ就イテナリ)と訓むべきか。就は誤字

か。件ノ尼甥義員ヲ以テ猶子トシ舉シ申スニ依ッテ如此云々

とある。比企谷殿は比企尼の邸である。義員は能員の誤である。贖物は祓の料である。爲

請所云々は國司と私に契約して郡郷の年貢を受負としたのである。世途は生活の途即クラシである。賴朝が禪尼を徳とせし餘その嫡男賴家の生れし時尼の邸を産所とし、其次女即河越重賴の妻を乳付とし、又養子能員の妻を乳母としたので、これが能員の出世の緒であつた。

吉見系圖源範賴の下にも

初賴朝十四歳ノ時永曆二年三月廿日伊豆國流罪ノ時平家ノ權威ヲ恐レテ國人一食ヲモ與ヘズ。賴朝ノ乳人比企局其比武州比企郡ノ少領掃部允ノ妻女ナリ。三人ノ息女コレアリ。嫡女ハ京ニ在リテ初二條院ニ奉仕シテ丹後内侍ト號シ無雙ノ歌人ナリ。惟宗、廣言ニ密通シテ忠久ヲ生ム。ソノ後關東ニ下向シ藤九郎盛長ニ嫁シテ數子ヲ生ム。比企禪尼ノ二女ハ河越太郎重賴ノ妻ナリ。禪尼ノ三女ハ伊豆ノ伊藤九郎祐清ノ妻ナリ。賴朝半浪ノ間、比企禪尼哀憐セシメ武州比企郡ヨリ糧ヲ運送シ又三人ノ聳ニ命ジテ扶助シ奉ルコト廿年餘ニ及ブ。然而賴朝天下安治ノ後聳三人ノ内伊藤助清ハ平家ニ隨ヒ討死ス。其妻ハ賴朝ノ一門平賀義信給ハル。其腹ノ子朝雅ハ賴朝ノ一字ヲ給ハリ北條時政ノ聳トナル。扱又比企禪尼ノ聳藤九郎盛長ハ武州足

立郡ヲ給ハリ盛長ノ女ハ範頼ノ内室ニ給フ。二番目ノ賀河越重頼ハ武州多磨郡ヲ給ハリ重頼ノ女ハ義經ノ内室ニ給フ。比企禪尼ノ子息ハ能員。比企禪尼ノ孫島津忠久ハ日向國守護職ヲ給ハル。是ニ元曆二年八月十七日御下文ヲ下サレ禪尼報恩ノ由ヲ仰セラル。去程ニ建久四年八月範頼生害ノ時嫡子六歳ニテ同ジク生害ス。二男三男四歳二歳二人ノ子コレアリ。盛長ノ妻丹後内侍ノ女ナレバ○盛長の上に母者ノ二字をおとせるか比企禪尼并に内侍命ヲ申請ケ則二人ヲ出家セシメ比企ノ内慈光山ノ別當トナル。範圓源昭是ナリ。然リト雖凡僧ニテ戒法ヲ守ラズシテ子アリ。比企禪尼ハ比企郡六十六郷ノ領主ナリ。其子ニ吉見庄ヲ與ヘ吉見三郎爲頼ト號ス。吉見ノ先祖是ナリ○(原半漢文)

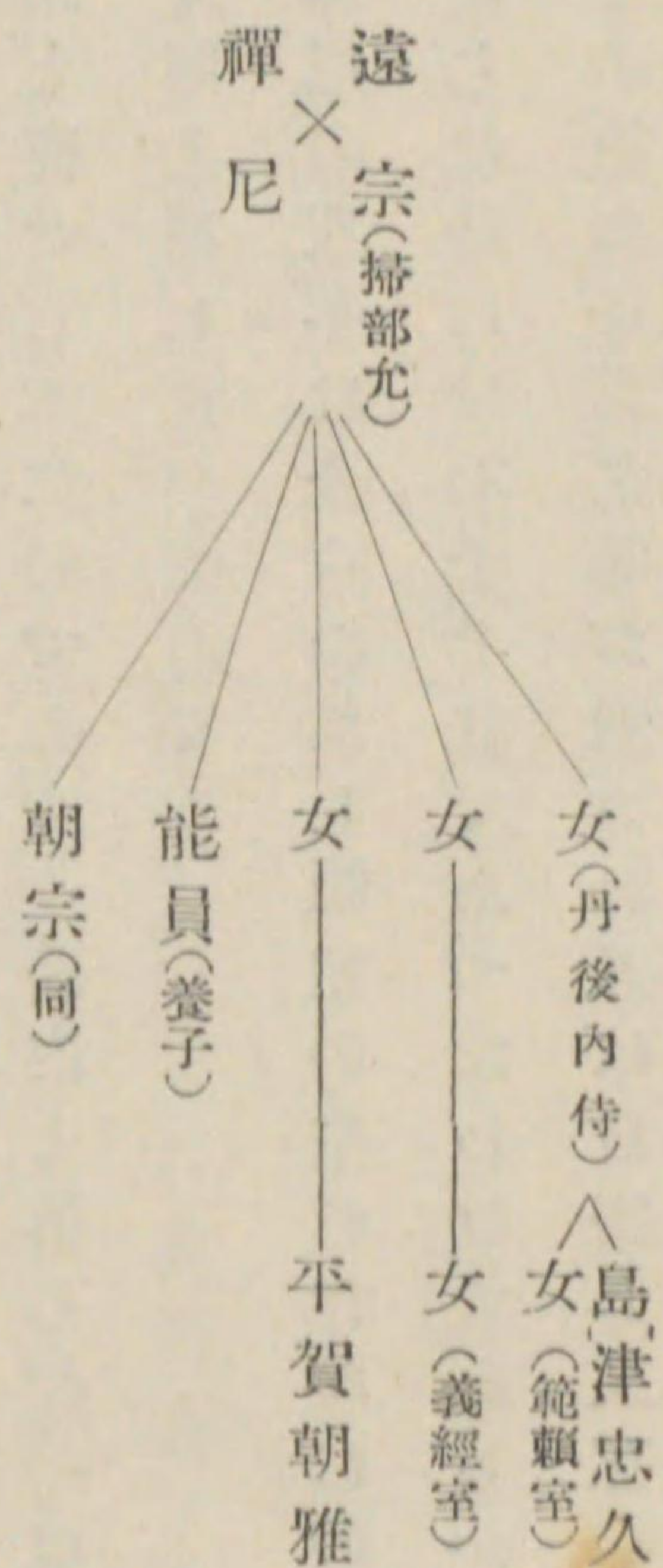
とある。全部は信せられぬが大部分は参考に供する事が出来る。永曆二年は元年の誤、伊藤助清は伊東祐清の誤である。右の系圖に見えたる如く禪尼には掃部允との間に三人の女子があつた。長女は惟宗忠久即島津家の始祖忠久と蒲冠者範頼の妻との母、次は源九郎判官義經の妻の母、三女は平賀朝雅の母である。禪尼はかやうに立派な孫と孫塔とに圍まれて居たが不幸にして島津忠久の外は孫も孫塔も養子の能員の一

門も皆非命に斃れた。右の系圖に見えて居らぬが吾妻鏡に比企藤内朝宗といふ人が見えて居る。能員の子は宗員時員など稱せるに此人は朝宗と稱せる事、禪尼の夫の名は二三の史料に據れば遠宗である事、此等によりて朝宗は禪尼の末子とすべきかと云ふに吾妻鏡に廷尉嫡男餘一兵衛尉とあつて能員の嫡男は餘の字を添へて餘一と云ひしを思へば(彌三郎彌四郎が三郎四郎に對せる如く)此人より先に生れし子があつたのでそれが即藤内朝宗であらう。長男ではあつたがおそらくは妾腹又は前妻の子であつたので禪尼が其子として夫の一字を繼がしめ又頼朝の一字を賜はつて朝宗と稱せしめたのであらう。藤内と稱したのは無論内舍人に補せられたからで始は太郎と稱したのであらう。

禪尼の歿年は分らぬ。然し頼朝の生れた時に假に二十五歳であつたとしても頼朝の薨じた時には七十七歳であつたわけであるからおそらくは養子能員、その女讚岐局、その腹の一萬丸等が殺され又は自害し又孫平賀朝雅の誅せらるるを見なかつたであらう。吉見系圖を見ると吉見爲頼に所領を分けたやうであるが爲頼は範圓阿闍梨の子、三河守範頼の孫で禪尼の玄孫であるからそれに所領を分ける迄は生きて居な

かつたらう

諒解を助くる爲に左に新製系圖を添へる



四 比企能員

此人の事は誰でも知つて居るからくはしく云ふ必要は無いが字を四郎と云うた。比企氏は藤原姓であるから藤原四郎とも云うた。建久元年十二月右衛門尉に任せられ後檢非違使少尉に補せられた。吾妻鏡正治二年二月の條に新判官能員とあり又後には延尉能員とある。判官は即檢非違使の尉で延尉はその唐名である。愚管抄に阿波國ノ者也とあるを大日本史には安房の誤かと疑うて居る。比企禪尼の甥であるが養子としたのは三人の女子がそれぞれ人に嫁した後であらう。能員の妻は愚管抄に

此企ハ其郡ニ父ノ黨トテミセヤノ大夫行時ト云者ノムスメヲ妻ニシテ一萬御前ガ母○頼家の妾若狭局ヲバマウケタル也

とある。父ノ黨は秩父ノ黨の誤ではあるまいか。吾妻鏡建仁三年九月二日の條には夜ニ入ツテ澁河刑部丞ヲ誅セラル。能員ノ舅タルニ依ツテ也

とある。此外に三浦氏として居るものもあるがしばらく吾妻鏡に據つて澁河刑部丞の娘としておくが穩であらう

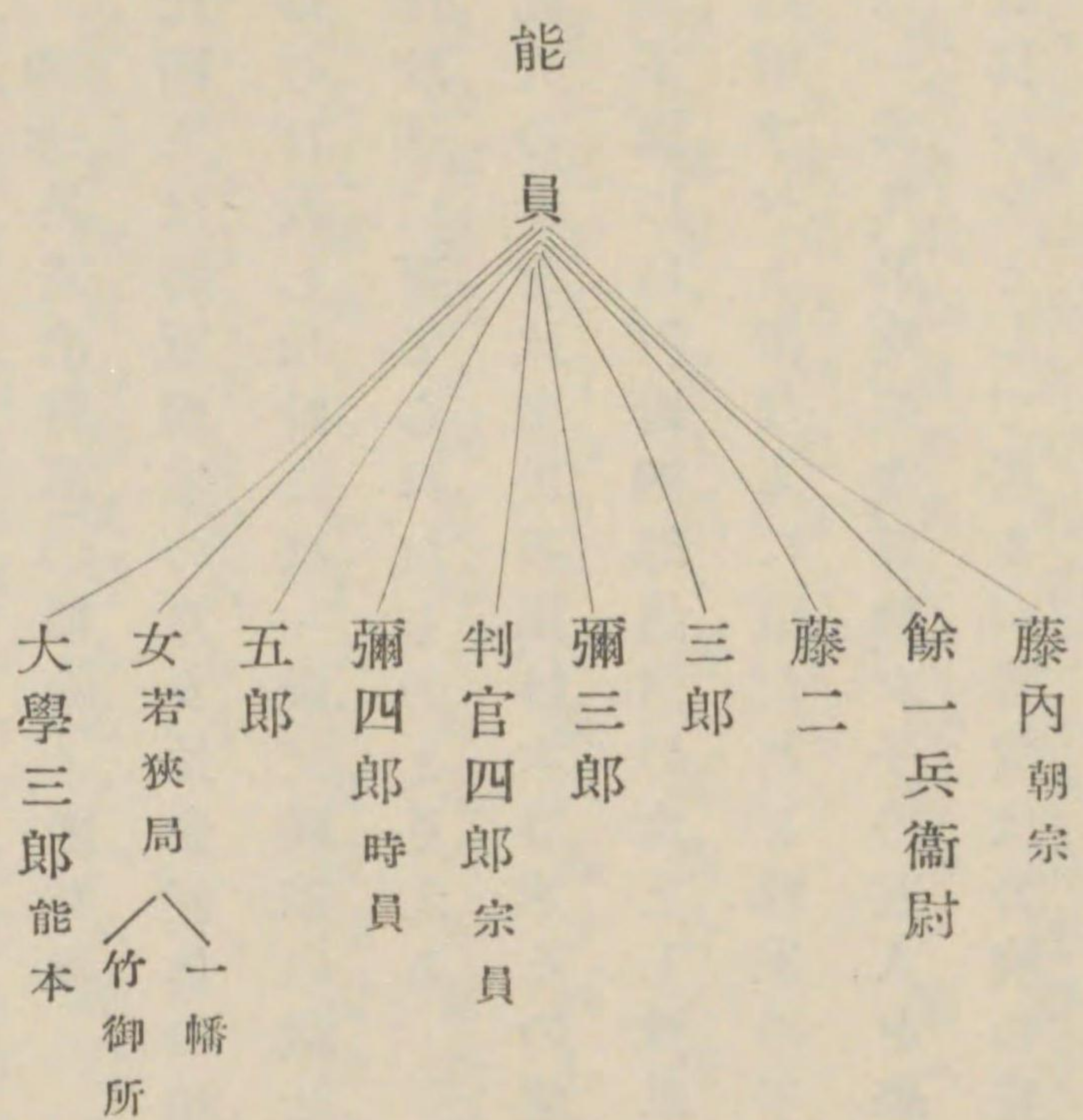
能員は其養母が頼朝の恩人である關係から頼朝に用ひられたのであるが其妻は頼家の乳母に召され又後に其女若狭局後に讃岐局といひきは頼家の妾となつて男一幡を生んだ。頼家の病が重くなつた時、頼家并に能員は一幡をして世を繼がしめんとし政子并に北條氏は其權力の比企氏に奪はれん事を恐れて頼家の弟實朝を立てんとした。その政争の結果能員は北條時政に謀殺せられ其一門は一幡丸の館なる小御所で一幡丸と共に北條方の寄手の爲に攻め殺された時に建仁三年九月二日であつた

一幡の殺されたのは諸書に或は九月二日とし或は同三日とし或は同月六日とし或

は十一月三日として居るが是もまづ吾妻鏡に九月二日とせるに従ふのが穩であらう。特に十一月三日とせるは従はれぬ。能員が殺されてから二箇月の後まで比企方も北條方も手を束ねて居る筈が無いからである。ともかくも母若狭局は妙本寺の寺傳にいへる如く一幡の跡を追うて自殺したものと見える。

比企郡に傳はれる説に尼となつて比企郡で終つたとあるは信せられぬ。彼比企禪尼の墓の所在は從來分らぬのであるが比企郡で若狭局の墓と云うて居るものは或は禪尼の墓ではあるまいか。しらべて見たくは思はぬでも無いがこれは地方史家の研究に委ねる方がよからう。

吾妻鏡文應元年十月の條に此婦人の亡靈が祟をした事が見えて居る。能員の妻は妙本寺傳に文永二年三月十五日卒とあるが能員に死別した時に既に孫があり又頼家の生れた時に乳母に召された婦人であるからその壽永元年より二十一年後なる建仁三年には少くとも四十餘歳で無ければならぬ。然るに文永二年は建仁三年より六十二年後であるから其年まで世に在つたとは思はれぬ。此事はなほ後に云はう。系圖は左の如くであらう。



五 竹御所

竹御所は妙本寺志によれば名を媛子と云うた。竹御所は居館の稱である。まづ吾妻鏡より此婦人に關せる主なる事蹟を抄出せんに

建保四年三月五日故金吾將軍(○頼家)姫君年十四御所ニ渡御ス、御臺所(○實

朝夫人之ニ謁シ給フ。是尼御臺所(○政子)ノ仰ニ依ツテ御猶子ノ儀也

嘉祿二年十月十八日竹御所作事礎ヲ居エ始メラル

寛喜二年十二月九日將軍家御三年(○藤原賴經御嫁娶ノ事、)、亥尅竹御所御廿八年營

中ニ入御ス。是御嫁娶ノ儀也

天福二年七月十七日寅尅御産兒ハ死シテ生レ給フ、御産後御惱亂辰尅遷化

御二年是正治將軍(○賴家)ノ姫君也

此婦人は將軍賴家の息女、比企能員の娘若狹局の腹で將軍藤原賴經の夫人であるが母の自殺した時には一歳、父賴家の弑せられた時には二歳であつたが母の死後は祖母政子に育てられたものと見える

此人の母を比企氏系圖、妙本寺志その他の諸書に能員の女若狹局として居るが稻葉氏系圖には河野四郎通信の女とし尊卑分脈には木曾義仲の女として居る。尊卑分脈は信すべき書なるに似たれど賴家の子女に就いては特に誤が多い。たとへば分脈は一萬丸、公曉、榮實、禪曉、女子の五人を擧げて禪曉の童名を善哉とし公曉の母を比企能員の女として居るが善哉は公曉の童名である。又公曉の母は辻殿と稱した人で賀

茂六郎重長の女である。即吾妻鏡建曆元年九月の下に

金吾將軍若君善哉公定曉僧都ノ室ニ於テ落飭シ給フ。法名公曉

とあり承元四年七月の下に

金吾將軍ノ室辻殿ト號ス。善哉公ノ母也。落飭セシメ給フ

又承久元年正月の下に公曉の殺されし事を云ひて

是金吾將軍ノ御息母ハ賀茂六郎重長(爲朝孫)ノ女也

とある。又禪曉といふ子は吾妻鏡は勿論他書にも見えぬ。これだけでも尊卑分脈の信せられぬ事は分るであらう

此婦人が能員の外孫であるといふ確な史料はまだ見當らぬが竹御所の建てられたが比企禪尼及能員の邸のあつた比企谷である事、妙本寺の傳によれば能員の子大學三郎能本は竹御所が若狹局の所生なる縁によつて幕府から赦免せられたといふ事、以上の理由によつて賴經夫人は能員の外孫と認むべきであらう。實はさうであること無いとは大に關係する所があるから今少し確めておきたいのであるが余の有せる貧弱なる史料では遺憾ながらデアラウ以上に出づる事が出来ぬ

さて此人は十四歳の時祖母政子の計らひで叔父實朝の養女となり實朝が殺され藤原頼經が京都から迎へられて將軍の職を繼いだ後に十五歳の年下なる頼經の夫と豫定せられたのであらうが二十四歳の時に比企谷に建てられた所謂竹御所の主となり二十八歳の時に年僅に十三歳なる將軍頼經と結婚したのである。二人の血族關係は左の如くである

妹能保妻	女公經妻	女道家妻	頼經
頼朝	頼家	竹御所	

さて數年の後に妊娠したが三十二歳で流産後に卒去し頼家の血統は茲に斷絶したのである。頼經の子頼嗣は此人の腹では無く數年の後に生れたのである。竹御所のあつた處の事は便宜上新釋迦堂の項で述べよう

六 比企能本

新編相摸風土記稿に

妙本寺 比企谷ニアリ。長興山ト號ス。按ズルニ山寺號ハ比企能員夫婦ノ法名ニ據レリ。日蓮宗。此地ハ元比企判官能員ノ第蹟ナリ。……文永十一年三月本行院日學開

基ス。寺傳ニ據ルニ日學ハ比企能員ノ末男ニテ大學三郎能本ト號シ日蓮ノ俗弟子ナリ。其先父能員建仁三年北條時政ノ爲ニ誅セラレシ時伯父伯耆法印圓顯(上之村證菩提寺阿彌陀堂供僧)京都東寺ニ在シニ養ハレ剃髮シテ京ニ隱レ住リ。後文士トナリテ順德帝ニ奉仕シ(按ズルニ當寺ニアル能本ガ妻ノ墓碑面ニ比企法橋能本妻トアレバ當時カク呼名セシナルベシ)承久三年佐渡國ノ遷幸ニ供奉ス。其後老後ニ至リ將軍頼經ノ夫人ハ能員ノ外孫ナル故其所縁ヲ以テ赦免セラレ鎌倉ニ歸リテ竹御所ノ爲ニ當寺ヲ建立セシトナリ

とある。寺傳に「弘安九年二月十五日寂ス。年八十五歳」とあるに據りて逆算すれば父能員の殺された建仁三年には年二歳で吾妻鏡建仁三年九月三日の條に妻妾并二歳ノ男子等ハ好アルニ依ツテ和田左衛門尉義盛ニ召預ケテ安房國ニ配ス

とあるに一致する。然し承久三年には年甫めて二十歳であるから後文士トナリテ順德帝ニ奉仕シとあるは信せられぬ。能本の伯父圓顯を妙本寺志に載せたる比企系圖に能員の弟として居るがもし伯父にもあれ叔父にもあれヲヂと云ふが事實ならば

おそらくは能員の妻妾の兄弟であらう。もし能員の兄弟ならば獨誅を免れはすまじきが故である。此人の住持した上之村證菩提寺阿彌陀堂は又山内證菩提寺とある。おそらくは上之村は山内庄の内であらう
本化別頭佛祖統記卷二十五優婆塞傳に

比企大學三郎能本ハ廷尉比企三郎○四郎の誤能員ノ子ナリ。能員、北條氏ノ爲ニ殺サレシ時能本僅ニ三歳ナリ○二歳の誤。叔父鎌倉證菩提寺主伯耆法師○法印の誤か蚤ク姓名ヲ易ヘテ深ク能本ヲ匿シ洛ノ東寺ニ蟄ス。能本長ジテ聽悟ニシテ能ク文章ヲ屬ス。建曆上皇○順徳天皇召シテ替御ノ班ニ充ツ○近臣トスの意替御は詩經小雅に見えたり。承久中上皇佐州ニ狩ス。能本扈從シ寵遇他ニ殊ナリ。嘉祿中再鎌倉ニ還リ終ニ儒官トナル。建長三年辛亥我高祖○日蓮上人遊學ノ次能本ニ因リテ洙泗ノ學○儒學ヲ扣ク。能本講授底ヲ傾ケ因ニ佛法ヲ問フ。高祖示スニ權實ノ起盡本迹ノ大旨ヲ以テス。能本聞キテ初ハ之ヲ肯ゼザルニ似タリシガ漸々ニ聞キテ信受ス。文應元年庚申高祖立正安國論ヲ製シ時君ヲ諫メント欲ス。書成リテ能本ニ訂ス。能本之ヲ見テ更ニ宗教ヲ問フ。高祖、十法界明因果鈔唱法華題目鈔ヲ造リテ之ヲ

示ス。是時能本開悟入實シ立チテ九拜シテ弟子ノ禮ヲ執リ傍ニ小築ヲ構ヘ法華堂ト號シテ之ヲ供ス。又母アリ八十歳ナリ。高祖ヲ拜シテ始メテ佛法ヲ信ズ。高祖名ヲ妙本ト賜フ。能本大ニ喜ビテ法華堂ノ供養ヲ伸ベテ父能員法諱長興、姉讚岐局(竹之御所之母也)ノ冥福ニ薦ス。是長興山妙本寺ノ權輿觸石ナリ○觸石は公羊傳なる泰山之雲觸石而出云々に據りて始といふ意につかへるなり。文永十一年甲戌高祖啓運嘉會開堂祝釐ス。高祖身延ニ退藏ス。能本審問誠ヲ竭シ禮ヲ盡ス。高祖亦本行日學上人ノ號ヲ賜フ。高祖ノ病中身延ニ馳セ池上ニ御リ晝夜恐懼致々タリ。送葬ノ時隨身佛ヲ抱キテ之ニ隨フ。弘安九年丙戌高祖ニ殿ルルコト五年、二月十五日淹然トシテ終ル。壽八十五。朗尊者○日朗上人之ガ引導ヲシテ長興山ニ葬リ護法廟ト示ス○

原漢文)

とある。此書は享保十五年六牙院日潮の著である。時代が新しい上に往々信すべからざる事もあるが其後に出た諸書の藍本であるから特に全文を擧げたのである。さて能本は日蓮の葬儀記録にて直弟日興の眞筆なる御葬送記録に

佛 大學三郎

とあるを見、又優婆塞傳中に載せたるを見れば日蓮から本行院日學上人といふ僧名をばもらうたが俗弟子、外護者として終つたのである。能本が文士として順徳天皇に仕へたといふ説の信すべからざる事は上にも述べたが右の傳に日蓮が就いて儒學を學び又立正安國論の文辭の修正を乞うたとある事、日健の御書抄(永正年代の著)に去ルニ依ツテ此御抄ヲ遊シテ草案ヲ大學殿ト云人ニ見セラレ御談合ナリ。此大學殿ト申スハ鎌倉殿ノ文ノ師匠ナリ。……其人ノ女中上人ノ御檀那ナレバソレヲ便ニ此論ヲ見セラレ文章文字ノ置樣等ニ付テ越度(○誤)アルベクバ直シ給ハレト云フ御談合ナリ

とあり妙本寺志に

ひととなりて伯父伯耆阿闍梨が弟子として京に住し後に清家(○清原氏)の門生となり世の有様を見居たりけるに云々

といひ

さて名越ナゴエにて記し給ひける安國論をまづ能本に示され文字を校定せしめ遂に最明寺時頼朝臣に進らせ給ふ

といへるなどを見れば儒者で文筆を能くした人とは思はれる。然し鎌倉ニ還リ終ニ儒官トナルといひ鎌倉殿ノ文ノ師匠ナリといへるはまだ信せられぬ。又優婆塞傳に云へる如く嘉祿中に鎌倉に歸つたとすれば二十四五歳の時であるがこれも輕々しくは信せられぬ。日蓮に儒學を教へたといふ建長三年は五十歳の時である。文應元年(能本五十九歳)に其母が八十歳であつたと云ふ記述は注目を要する。これは文永二年に其母が歿したといふ説とは一致するが(文應元年に八十歳ならば文永二年には八十五歳である)もし文應元年に八十歳ならば能本を生んだのは二十二歳の時で能員の殺された建仁三年には二十三歳である。二十三歳の婦人に六歳の孫(一幡)があるべきで無いからもし優婆塞傳の説が正しくば能本の母妙本尼は讃岐局の生母では無くて能員の妾なりとせねばならぬ。然らば其妾の氏は何と云うたか。妙本寺志に

高祖能員に長興其妻澁河氏に妙本と戒號を授給ふ

とあるはただ能員の妻と傳へたりしに吾妻鏡に據つて澁河氏といふ事を補うたものと思はれる。さう思はれるのは同寺に現存せる能員の妻の五輪塔の臺石に延尉藤原能員妻三浦氏妙本墓と刻んであるからである。寺志の出來たのは天保弘化の交で

あらうから寺志の筆者はもし意識して其妻澁河氏と書いたのならば五輪塔の臺石に三浦氏とあるに就いて辨析しなければならぬ筈である。輕卒なる徒は

なるほど臺石に三浦氏とあるのが事實であらう。三浦氏は和田氏の本家で吾妻鏡に好アルニ依ツテ和田左衛門尉義盛ニ召預クとあるに一致するから

と云ふであらうが三浦氏は幕府佐命の名族であるからたとひ其庶腹の娘でも新家の比企氏の妾にはすまい。又彼臺石は徳川時代になつておそらくは日顛ヒタの代に作添へたものと思はれるから打任せてその刻文を信ずる事は出来ぬ。されば外に證據の出て來ぬうちは能本の母は氏不詳としておくが穩であらう

一般に能本を能員の子とせる事上に述べたる如くであるが尙別人の子とする説がある。即祖書證議論實曆明和の頃に成りしものを抄出したる御書略註に(原書は長文なるが故に略註を引けるなり)

翌文永元年甲子四月十七日安部(○安倍)大學助晴長へ壽量品得意抄ヲ遣ハサル。同ク妻女へ月水抄ヲ遣ハサル。夫婦共ニ大信者ナル故也。此ノ晴長ハ陰陽師ニテ司天ノ博士也。父ハ安部大學助晴吉トテ賴經將軍下向ノ時御身固ニ附キ來リ比企谷ニ

住居ス。比企谷ノ山上ハ天文曆覽ノ場ナル故也。勿論賴朝公已來安家新家ノ二流ノ司天十人計リ經ケ谷ニ住居ス。晴吉ハ後ニ來ル故ニ比企谷ノ内ニ住居也。此ノ安家新家トハ安家は安部ノ晴明ガ末也。新家トハ賀茂ノ家也。故ニ安賀兩家トモ云也。鎌倉ハ安家多シ。比企谷ノ院家本行院ハ大學助三代ノ宅地也。晴長の子息大學三郎ノ代ニ寺ト成ル

とある。即祖書證議論には大學三郎能本を陰陽師安倍晴長の子として居る。加之同書の別處には日蓮が安國論を相談せしを晴長として居る。此書には比企谷と平賀氏との關係についてくはしい記事があるが諸書に傳ふる所と大分ちがつて居る。もし本書と他書との異同に言及するならば非常に多くの時間を要するであらうからそれは他日に譲るより外はあるまい。今はただ妙本寺等に傳ふる所と非常にちがうた傳もあると云ふ事のみを云うておく

右の記述の内日蓮宗の史料は妙本寺志の外は山川智應君の抄出を煩はしたので此外にもなほ二三引用しなかつたものがある

七 能本の子孫

新編武藏風土記稿に

中山村は永祿天正の頃迄比企左馬助の領分なりしと傳ふ。藤四郎能員の遠孫なり。能員が子四郎時員も父と同一く自害せしが懐胎の婦人ありて民間に隠る。さて平産せしに男子なり。叔父東寺の僧伯耆法印圓顯に依て順徳院北面の侍となる。後佐渡へ遷され玉ふに及んで御跡を慕ひ奉り越後に走り寺泊に住す。其子小太郎員長始め越後にありしが叔母若狹局は竹之御所の生母たるにより彼御所の領地を比企吉見の二郡に定められ員長其縁族たるを以て竊に越後より當郡に移り住し文應二年二月卒す。是より子孫土著して左馬助政員に至る。政員は上杉氏に仕ふ。天文中上杉朝定滅亡の後は岩槻の城主太田三樂に屬す。子則員も父の名績で左馬助と稱し幼時より松山城主上田上野介がもとに倚頼す。後は江戸に出て御當家に奉公す、

とある。これは文化文政の開本書を編纂せし時どこからか比企氏系圖を獲てそれによつて書いたものであらうが此中で最注目すべきは某即諸書に云へる比企大學三郎能本に小太郎員長といふ子があつて越後から武藏比企郡に歸住して文應二年に

死んだといふ事である。此事は事實であつてほしいのであるが實は信せられぬ事である。然云ふは寛政重修諸家譜卷第千二百二十五(第六輯八六一頁)比企氏の下に

寛永系圖に家傳を引ていはく。比企判官義員頼朝將軍及び頼家につかへ武藏國比企入間高麗の三郡を領し建仁三年九月二日北條時政がために誅せらる。このときいまだ胎内にありし子を彼地にかくす。しかるに比企の岩殿觀音堂の別當養育して子とす。建保六年其兒十七歳○能員横死の年に生れても十六歳にして上洛し順徳院につかへたてまつる。そのち越後國にいたりて十四代なり。しかれどもそのあひだ數世譜系を失ふ。このゆへにしるすあたはず

とあつて能員の子某と彼上杉家に仕へた左馬助政員の父左馬助義次との間を不明として居る。此家傳の快き事は日蓮宗の史料と沒交渉なる事である。即大學三郎能本と云はず又此遺孤を養育せしを比企郡の岩殿觀音の別當とし又鎌倉に歸りし事も日蓮に歸依せし事をも云はぬ事である。さて先祖の事は確ならぬ事をも確らしく云ふのが門閥を尊んだ時代の習である。彼徳川時代に盛に行はれた系圖の偽作は實に此習から起つたのである。然るに旗下の士比企氏が寛永年間に幕府に書上げた家

傳に能員の子某から左馬助義次まで十數代の間不明とあるは實際不明であつたからである。もし武藏風土記稿に云へる如く順徳天皇に仕へた某の子に小太郎員長といふものがあつて越後から本國武藏比企郡に歸住して文應二年に歿し其子孫が土著して左馬助政員に至つたといふ事が分つて居るならば何を好んで

其後越後國にいたりて十四代なり。然れどもその間數世譜系を失ふ。此故に記す能はず

と書上げようや。されば武藏風土記稿に引ける比企氏の家傳又は系圖は日蓮宗の史料に據つて偽作したもので其某を能員の子とせずして能員の子時員の子とせるは某の母と能員との年齢が權衡を失せるに心づいた爲であり又文士として順徳天皇に仕へたとせずして北面の侍となつたとして居るのは文士となるには年まだ若くして修業の暇の無い事に心附いたからであらう。然も馬脚は終に顯はれずにはすまぬもので竹御所の生前に所謂小太郎員長はいくつであるべきかと云ふ事を考へずしてもし實在の人ならばまだ幼童なるべき員長をして父と別れて獨立で故郷へ歸らしめたのである。右の次第であるから小太郎員長は實在の人にあらず又比企氏は

左馬助政員の子左馬助則員の代迄四百年の間はおそらくは比企郡と縁が切れて居たのであらう。さて比企氏系圖は別に今も埼玉縣の某處に傳つて居るものがあるがこれは丹後内侍を能員の三女とし本行院日學即能本を圓顯法印と同人とせるなど支離滅裂なる上處々に妙本寺の記録に據つたと書いてあるから近世の作なる事明にして史料には供せられぬ

八 妙本寺

妙本寺は鎌倉比企谷にあつて日蓮宗の一本山である。南東北の三方は丘陵に圍まれ大門は西方にある。大門を入つて東に向つて進むと左手即北方の高處に平地がある。假に之を乙號平地と稱する。方丈即本院は此處にある。更に進んで石階を登ると大きな平地がある。假に之を甲號平地と稱する。其正面に祖師堂があつて西面して居る。新釋迦堂は祖師堂の左前即西北にあつたさうであるが大正十二年九月一日の大震災に倒壊したので其遺材は其遺址に積んである。其手前に寶藏及所謂一幡袖塚があり祖師堂の右前即西南なる山本に比企能員夫妻同能本夫妻等の五輪塔があり其西南に當れるやゝ高き處の大銀杏樹の根に讚岐局の墓があるがその碑は近年の建立で

ある。祖師堂の北方に甲號平地より一段高い平地があつて疎に杉がはえて居る。其正面に南面して一箇の頑石が据ゑてある。寺傳に據ればこれが竹御所の墓で以前の新釋迦堂の須彌壇の下に當るといふ。妙本寺志の附圖には此處に古イントウと標してある。之に據れば當時即幕末には寶篋印塔があつたと見える。但本文に「源嬖子墓、大堂須彌壇の下なり」とあるを見れば新釋迦堂を墓上から移し去つた後に印塔は建てたものと見える。其西方數間の處に一箇の古井があるが昔からあつたものか疑はしい。元來此平地も山の中腹を拓いて作つたものであるが其左方の手前(墓より西南)の崖下に一箇の窟があつて五輪塔人骨石片などがあるがこれは研究を要するものである。此平地の西方にも山腹を開いて作つた平地があつて今卯塔場になつて居る。甲號平地を西方に向つて少し下ると乙號平地である。本院即住職の住居は此處にあつて祖師堂よりは西北に當る。本院はもと本行院と云うた。本行院は元來比企大學三郎能本が日蓮から命せられた法號であるが後に其家を寺としたので寺の名となつたのである。さうして昔は此寺の住職を院代と云うた。本行院の建築物はやはり大正十二年の大震災で倒壊した。今の本院は新建である。本院の西北に蛇苦止明神がある。讚岐

局の廟である。吾妻鏡文應元年十月の條に

十五日己酉相州(○)後の執權北條相摸守政村ノ息女邪氣ニ煩ヒ今夕殊ニ惱亂ス。比企判官ノ女讚岐局ノ靈ノ崇タルノ由自託ニ及ブ云々。件ノ局大蛇トナリ頂ニ大ナル角アリテ火炎ノ如シ。常ニ苦ヲ受ク。當時比企谷ノ土中ニ在ルノ由發言ス。之ヲ聞ク人身ノ毛ヲ豎ツ云々

とある。之によつて其靈を蛇苦止明神と祭つたのである。此廟の後の岡即蹄鐵狀を成せる丘陵の右翼の先端が司天臺の址であると云ふ

云ひ忘れたが當寺は長興山妙本寺といふが長興は比企能員の法名、妙本は能員の妻(?)にて大學三郎能本の母なる人の法名で共に日蓮の命名せし所である

新編相摸國風土記稿村里部鎌倉郡卷十九に

妙本寺 比企谷ニアリ。長興山ト號ス(按ズルニ山寺號ハ比企能員夫婦ノ法名ニ據レリ)。日蓮宗。此地ハ元比企判官能員ノ第蹟ナリ。、、、文永十一年三月本行院日學開基ス。寺傳ニ據ルニ日學ハ、、、老後ニ至リ將軍賴經ノ夫人ハ能員ノ外孫ナル故其所縁ヲ以テ赦免セラレ鎌倉ニ歸リテ竹御所ノ爲ニ當寺ヲ建立セシトナリ

祖師堂 宗祖ノ像ヲ安置ス、、堂中ニ木像五體ヲ置ク。一ハ比企判官能員、一ハ其室、一ハ開基日學、一ハ其室、一ハ能員ノ女讚岐局。又將軍賴家ノ嫡男一幡ノ位牌ヲ置ク

とあり長興山妙本寺志に

長興山妙本寺は相摸國鎌倉郡比企谷に有。境内方八町。右大將賴朝卿乳母比企尼が宅地にして其甥檢非違使判官能員に傳はる。征夷大將軍賴家卿の嫡男一幡君の小御所及び征夷大將軍賴經卿御臺所の竹御所みな此處也、、建長五年高祖房州より鎌倉に入せ給ひ名越山王窟に御座有けるが諸人いまだ其人をしらず一飯を供養し奉るものも無りけるに比企大學三郎能本被官長崎某といふもの(○被官は配下なり)深く歸依し奉り己が宅地の庵室に請じ入奉り主の能本夫婦をもす、めて見參に入奉りし也、、文應元年の春能本今歲故御臺所廿七回御忌にあたれば彼御追福のためにとて日頃すませ給ひける御所を轉じて法華堂となしければ高祖深く其志を悦び給ひ竊に長興山妙本寺と名付給ひし也(是即今の釋迦堂也)、、文永十一年二月十四日御免ありて三月廿六日鎌倉へ歸らせ給ふ(○日蓮が佐

渡より歸りしなり)、、やがて能本が館にいらせ給ひしかば此比企谷の四至券

書(○地券)を奉り先に營み造れる法華堂へ名越草庵を引移し四月朔日開堂の式をととのへ、、末法萬年の法雲を長に興し一閣浮提妙法の根本靈場たるべしと祝壽なさせられ長興山妙本寺と號け給ふ處也

とある。風土記稿に此地は元比企判官能員ノ第蹟ナリとあるは鶴呑には出來ぬ。比企谷の主人は比企尼で能員では無い。尼は能員に家を譲つて隠居したのでは無い。能員は尼の甥又は養子で云はば尼の家の分家である。否おそらくは初は尼の家の厄介人であつたらう。さて地形を案ずるに甲號平地と乙號平地とがあつて甲號は比企谷の正面にあつて廣く、乙號は甲號の向うて左手前にあつて甲號より一段低く又狭い。甲號は本家に適し乙號は分家又は隠居屋敷に適する。尼が隠居したので無いとすると少くとも尼の生前には尼の邸が甲號にあり能員の邸は乙號にあつたとせねばならぬ。祖書證議論といふ書に

平賀武藏守義信ノ屋敷ハ比企谷ノ直下ニテ向ツテ右方ナリ。左方ノ今ノ成就院(○常住院)ノ處ハ比企四郎能員ノ屋敷ナリ

といへるも余の推定と一致して居る。又同書に

比企谷ニハ比企尼住セリ。納涼地トシテ將軍成ラセラルルガ故ニ代々尼局ヲ置キテ男子ニ與ヘズ

といへるは余の云ふ甲號地の事で比企禪尼逝去後竹御所建築前の事を云うたものと思はれる。ともかくも此地ハ比企禪尼及判官能員ノ第蹟ナリと書くべきである。次に日學ハ老後ニ至リ鎌倉ニ歸リテといへるも亦一考を要する。優婆塞傳には嘉祿中再鎌倉ニ還リとある。嘉祿中は日學の二十四五歳の時である。嘉祿中に鎌倉に歸つたと云ふ事は輕々しく信せられぬ事であるが其反對の老後に鎌倉に歸つたといふ説も證據を見なければ輕々しくは信せられぬ。次に竹御所ノ爲ニ當寺ヲ建立セシトナリとあるは優婆塞傳に

文應元年、、傍ニ小築ヲ構ヘ法華堂ト號シテ之ヲ供ス、、能本大ニ喜ビテ法華堂ノ供養ヲ伸ベテ父能員姉讚岐局ノ冥福ニ薦ス。是長興山妙本寺ノ權輿觸石也といひ寺志に

文應元年の春能本今歲故御臺所廿七回御忌にあたれば彼御追福のためにとて日

頃すませ給ひける御所を轉じて法華堂となしければ高祖深く其志を悦び給ひ竊に長興山妙本寺と名付給ひし也。是即今の釋迦堂也

といへると一致して正しいやうであるがよく見ると誤つて居る。まづ新釋迦堂は日學の建てたものではない。其事は新釋迦堂の項で論じようが風土記稿と寺志とは日學が建立して日蓮に提供した法華堂と新釋迦堂の一名法華堂とを混同して居る。元來法華堂といふのは鎌倉時代に行はれた固有名詞と普通名詞との中間なる名稱で、やがて廟の事であるが日學が建立した法華堂は父母の爲にしたので竹御所の爲に建立したので無い。さればこそ父母の法名を連ねて長興山妙本寺と名づけたのである。次に能員等五人の木像は今寶藏に收めてあるが皆古い物では無い。次に妙本寺志を評せんに今も乙號平地の一部を小御所の址と云うて居るが其區域極めて狭くて將軍の嫡男の館を建つべきで無い上にあまたの武士が立籠つて防戦すべきで無い。吾妻鏡に

仍ッテ彼(○能員の)一族郎從等一幡君ノ御館小御所ト號ス(ニ引籠リテ謀叛ノ閒云云

とあるを見れば小御所の址は他處に求むべきである。然し此處や一幡袖塚などは本論に關係が無いから余は深く之を研究する事を好まぬ。次に「末法萬年の法雲を長に興し一閣浮提妙法の根本靈場たるべし」と祝壽なさせられ長興山妙本寺と號け給ふ處也」とあるは高祖能員に長興其妻澁河氏に妙本と戒號を授給ふといひ夙く文應元年に能本が建立した法華堂に長興山妙本寺と名付けたと云へると矛盾して居る妙本寺の事は此位にしておいて愈新釋迦堂の論に移らう

九 新釋迦堂

新釋迦堂の事を云ふ前に竹御所の址について云ひ残した事を云はねばならぬ。風土記稿に

竹御所蹟 祖師堂の左方にあり

とある。左方といへるは祖師堂に向うての左方で即北方である。此書に云へるは竹御所の墓のある谷の事であらう。妙本寺志には

竹御所舊跡 本堂の北卵塔地也

とあり其附圖にも今の卵塔場に當る處に竹御所跡と標してある。甲號地のやうな正

面の廣い土地を明地にしておいて其側方なる狭くて陰氣で出入の不便な處に館を作らうや。竹御所の在つた處は確に今祖師堂等のある甲號平地で以前比企尼の邸のあつた跡である。もとより其頃には能員や比企一門の墓などは無かつた。それ等は後になつて名越^{ナゴ}附近や小御所附近から移したものである。袖塚などは無論無かつた。愈新釋迦堂の事を述べるがまづ風土記稿に

新釋迦堂 文永十一年起立。是ヲ本堂ト云フ。本尊ハ座像ナリ(古ハ陳和卿作ノ立像ヲ安ゼシトゾ。今客殿ノ本尊是ナリ)。……古ク供僧ヲ置レシナリ。即文和元年十一月將軍尊氏此堂ノ供僧職永教僧都ノ蹟ヲ大進僧都ニ命ゼシ事アリ

所藏文書曰。比企谷新釋迦堂供僧職事爲永教僧都蹟可被領掌之狀如件。文和元年十一月十五日。大進律師御坊
尊氏ノ華押アリ。應永廿二年十二月管領持氏又供僧職法印快守蹟ヲ助大僧都ニ補任ス

比企谷新釋迦堂供僧職刑部卿法印快守跡事所補任之狀如件。應永廿二年十二月廿日。助大僧都御坊

持氏ノ華押アリ

とある。文永十一年起立とあるは妙本寺の開基と混同したのである。陳和卿作と傳ふる釋迦立像は今は寶藏にしまつてある。風土記稿編纂當時の本尊なりし運慶作釋迦座像は大正十二年の大震災の時壞れてしまつたさうである。次に妙本寺志に

文應元年の春能本今歲故御臺所廿七回御忌にあたれば彼御追福のためにとて日頃すませ給ひける御所を轉じて法華堂となしければ高祖深く其志を悦び給ひ竊に長興山妙本寺と名付給ひし也(是即今の釋迦堂也)

大堂 又根本法華堂、又は釋迦堂と云。南面七間四尺、奥行八間五尺五寸(文應元年の春比企能本賴經將軍御臺所の御所を轉じて法華堂となせし即此堂也。側柱は寛政中修復し改換るといへども中柱は文應建立の舊物なり)

源媯子墓 大堂須彌壇の下なり。征夷大將軍賴家卿息女にて征夷大將軍賴經卿御臺所

などある。案ずるに竹御所は賴家將軍の息女賴經將軍の夫人にて鎌倉にては高貴雙なき人である。其廟を建つるならば幕府の手で卒去後直に建つべく二十七年後に戮

餘の一處士の建立するに任せようや。又文應元年より十五年前なる寛元四年に新釋迦堂は既に存在し仙覺が其供僧たりし歴然たる證據があるでは無いか。又文應元年に能本の建立した法華堂は後に擴張して妙本寺とした筈であるに新釋迦堂は少くとも應永廿二年足利持氏の時まで獨立の寺院として存在したではないか。又新釋迦堂の供僧と思はれる仙覺が天台宗の僧なるを思へば

佐々木信綱博士の發見せられた仙覺の奏覽狀といふものに慈覺門人權律師仙覺とある。慈覺は天台第二世の座主圓仁の大師號である。門人は末流の意であらう

新釋迦堂は天台宗の寺である。日蓮宗の人が天台宗の寺を建てようや。進んで案ずるに新釋迦堂は竹御所夫人の卒去後直に夫人の墓の上に建立したのである。寺志に御所の建築物を移して堂としたと云へるは事實であらう。さて竹御所の址は明地となつて居たのを能本が舊縁によつて拜領しこゝに妙本寺を建立したので新釋迦堂は其入口を塞がれ妙本寺の境内を通らねば外に出られぬやうになり否恰妙本寺の境内のやうになつたが新釋迦堂の方が當谷の故參であり幕府の建立であり將軍夫人の廟であるから妙本寺は其境内の奥に天台宗の寺があり天台宗の僧が公然其境内

を通路とするに對して苦情が云はれなかつたのであらう。然るに新釋迦堂供僧職は應永廿二年より後何十年かの後に廢絶したので新釋迦堂は自然妙本寺の物となりて其大堂とせられ其寺に傳はつた尊氏持氏の下文（下）なども妙本寺の寶物となつたのであらう。

因にいふ。右の下文は今に残つて居らぬ。おそらくは明治維新前後に寺外に出たのであらう。

さて新建の堂をただ釋迦堂とは稱せずして特に新の字を添へたのは如何なる故かといふに當時夙く他にいくつかの釋迦堂があつたからである。たとへば比企谷と山一重を隔てて釋迦堂谷がある。これは泰時が父義時の爲に建てた釋迦堂の址であるといふ。山内庄十二所村大慈寺の釋迦堂はそれより先に義時の時代に出來たやうであるがそれすら新釋迦堂とも稱せられて居る。

さて比企谷新釋迦堂はもと祖師堂の北の谷の竹御所夫人の墓の上にあつたのであるが之を祖師堂の前横に移したのは幕末の事と思はれる。妙本寺志に添へたる栗原信充の描いた圖には祖師堂の前横にゑがいて居るが相摸風土記稿の圖には祖師堂の北の谷にゑがいて居る。されば風土記稿の出來た天保末年より後に移したのである。否細に寺志を見るに寺志の本文は堂がまだ谷にあつた時に書いたものである。即寺志に

源嬖子墓 大堂須彌壇の下なり

とある。墓は移した事は無く昔も今も祖師堂の北の谷にあるのであるから寺志は大堂即新釋迦堂がまだ夫人の墓の上にあつた時に書いたのである。されば堂の移轉は寺志の本文の出來た後、其附圖の出來た前に行はれたのである。移轉の行はれた時、堂はよほど縮小せられたと見える。前に云うた如く堂は大正十二年九月の大震災に壊滅してしまつたが其遺址を目測するに小さなもので寺志に南面七間四尺奥行八間五尺五寸とあるに一致せぬ。

さて仙覺律師は萬葉集卷第一奥書に

寛元四年十二月廿二日於相州鎌倉比企谷新釋迦堂僧坊以治定本書寫了

とある如く新釋迦堂何代目かの供僧職勤務中實に今の祖師堂の北の谷に於て萬葉集の研究に従事したのである。新釋迦堂の附屬僧坊は勿論堂と同じ谷にあつたもの

と思はれる。もし僧坊が今の甲號平地にあつたものならば大學三郎能本はそれを移して妙本寺を建つる事は爲得ぬ故である
理解を助くる爲に今まで述べ來つた事を年表に作つて見せよう

壽永元(一八四一年) 賴家生る

建仁二(一八六二年) 比企能本生る

同 三 竹御所生る○比企氏亡ぶ

元久元(一八六四年) 賴家弑せらる

同 二 平賀朝雅誅せらる

建保七(一八七九年) 實朝弑せらる

安貞元(一八八七年) 島津忠久卒す

文暦元(一八九四年) 竹御所卒す

嘉禎元(一八九五年) 新釋迦堂の建立は此年か

寛元元(一九〇三年) 賴經源親行をして萬葉集を校合せしむ

同 四(一九〇六年) 仙覺當時新釋迦堂に住せり

建長五(一九一三年) 日蓮鎌倉に入る

文應元(一九二〇年) 能本日蓮に歸依し比企谷に法華堂を築く

文永二(一九二五年) 能本の母(能員の妾?)歿す

同 六(一九二九年) 仙覺當時武藏國比企郡麻志宇郷にあり

同 十一(一九三四年) 能本妙本寺を創立す

弘安九(一九四六年) 能本歿す

十 餘論

仙覺は竹御所夫人の廟なる比企谷新釋迦堂の供僧として其僧坊に住んで居た。其隣地には竹御所の叔父に當る比企大學三郎能本が住んで居た。年齢も同年であり

仙覺は寛元五年に生年四十五と書いて居る。能本も此年恰四十五歳である

能本も學問文才があつたから互に獲がたい友として親しく交つたであらう。その能本は武州比企郡と深い縁故のある人であるから仙覺が麻志宇郷に住したのは能本の手引では無いかとは一應考へらるる事ではあるがなほ深く考ふるにおそらくはさうではあるまい。吉見系圖に據るに

比企禪尼は比企郡六十六郷の領主なり

とあり、寛永系圖に引ける比企家傳に

比企判官義員頼朝將軍及び頼家につかへ武藏國比企入間高麗の三郡を領し云々とあり、武藏風土記稿に引ける比企家傳には

竹御所の領地を比企吉見の二郡に定められ云々

とある。此等の説は無條件で是認せられぬとしても比企禪尼は無論頼朝から領地を賜はつたであらう。さうして先祖以來居住して居た比企郡は無論其中であつたらう。禪尼の歿した後はその遺領おそらくは地頭職は能員が繼いだであらう。さうして比企氏滅亡後は取上げられて居たのを竹御所の生長後此婦人は禪尼の曾孫であるから其領地と定めたであらう。さうして此婦人の卒去後は再取上げたではあらうが少くとも其一部は其廟なる新釋迦堂の領地として寄進せられたであらう。遠國に領地を得た新釋迦堂は年貢取立などの爲に其地に役所即政所を置かねばならぬ。政所は今いふ役所又は役場の事である。さうして地頭の役場をも政所と稱した例がある。されば麻志宇郷政所といふのは新釋迦堂領の役所である。仙覺は當時は既に老人であ

り又權律師といふ僧綱の身分であるから俗務を執るが爲に領地の役所に出張したのでは無くて何か事情があつて一時其役所に居たのであらう。おそらくは當時供僧職は其弟子に譲つて居たらう。さて麻志宇に居たのは一時の事と思はれるから不慮の事が無い限は比企谷に歸つて歿したであらう。さうすると仙覺の墓は鎌倉で求めなければならぬが茲に注目すべきは彼竹御所夫人の墓の左手前の崖下の窟である。これは新釋迦堂供僧職歴代の墳墓では無からうか。もしさうであると仙覺の遺骨も此窟の地下に埋められてあるのではあるまいか

仙覺の事は勿論比企氏の事も史料が極めて乏しいから遺憾ながら多くはその乏しい史料に基づいて常識的推測を下すより外は無いが本講演の眼目たる仙覺律師萬葉集研究遺蹟を明にし得たるは余の光榮とする所である(昭和三年七月八日鎌倉町役場にて講演す)

講演餘録

余は仙覺抄即萬葉集註釋の奥書に見えたる武藏國比企郡北方麻志宇郷政所を地頭役所と解しその麻志宇郷を鎌倉比企谷新釋迦堂の領地と推定した。然るに彼比企郡

小川町なる大塚仲太郎君から新編武藏國風土記稿から左の文書を抜抄して送つてくれられた

鎌倉五大堂明王院所藏文書

制札

新釋迦堂領武藏國比企郡大塚郷事於彼所不可致濫妨狼籍若令違犯者可有其咎之狀如件

曆應四年卯月八日

曆應は北朝の年號で其四年は後村上天皇の興國二年に相當する。此文書は又古事類苑地部十一(第一冊八七九頁)に

〔集古文書三十四禁制狀〕新釋迦堂制札所藏不詳

として出して居る。さて大塚郷と麻志宇郷との關係は如何と云ふに今は大塚は小川町の大字、増尾は大河村の大字であるがいにしへの麻志宇郷は言ふ迄も無く今の増尾よりは遙に廣く

辭を換へて云はば今の増尾は古の麻志宇郷の一部分である。昔の廣い土地の名稱

が今其一部分の名稱となつて居る事は到る處に例がある。然も昔の名稱を傳へて居る處は必しも昔の土地の中心では無い

又其中心は今の大塚であつたらう。それは彼麻志宇郷政所の遺址が今の大塚にあるのに由りて明である。されば曆應文書の大塚郷は文永年間即仙覺抄奥書の麻志宇郷の改稱なる事又明である

比企能員の邸址が比企谷の甲號平地ならずして乙號平地であるといふ推定が適中せし如く麻志宇郷が新釋迦堂領であつたらうと云ふ推定も亦幸に適中した。鎌倉で試みた講演は思の外に反響があつたやうであるから余はまだ處々から史料を提供せらるゝ事を期待して居る

因にいふ。余は相摸風土記稿も武藏風土記稿も持つて居らぬ。前者は幸に或官廳から借覽したが後者は遂に手に入らなかつたから能員の子孫の事なども大日本地名辭書から孫引しておいた

萬葉集新考第七正誤

頁	行	誤	正	頁	行	誤	正
三六八二	九	忘メムヤハ	忘レムヤハ			ノ別本カ。今詳ニシ難シ。尙調查スベシ	
三七〇四	五	加之	加以		七	契沖夙ク棧ヲ棧ノ誤トシテいかだトヨメリ。コレモ岩野君ノ注意ナリ	
三七〇五	二	加之	加以		四	紅ニ染メテ	紅ニ染メテ
三七一一	五	名ッケ	名ヅケ			笑	笑
三七五六	二	史生ノ傍訓ハシシヤウ又ハシヤウ			七	笑	をらすも
三七七七	一	略辭	略解		七	笑	をらすも
三七八二	九	朝廷	朝廷		一	あらずも	をらすも
三八二〇	一	岩野誠一君ノ注意ニヨリテ國書刊行會本ノ古義ヲ檢スルニものがなしきにトヨメリ。ものがなしらにトヨメルハ何ニカ。古義			七	雪零	雪零
					三	于時	于是
					九	飲餞	饌餞
					二	故	故

三九六三	正	一	大后	誤	四〇九八	二	給へりし
三九六五	一	第四句	太 ^〇 后	四〇九八	一	結へりし	二
三九七三	五	肆宴	第三句	四一二七	五	むかひたち	給へりし
三九八二	五	五十小竹村	肆宴	四一二九	二	其國、目と	たちむかひ
三九八三	五	七日	七月	四一七二	二	人臣	其國、目を
三九九一	五	かくのみし	七月	四一八七	三	といふなり	人臣
四〇二五	一三	ひらせにも	かくのみに	四二〇一	九	肆宴	となり
四〇二六	六	みだる	ひらせに母	四二二六	一三	守大伴	肆宴
四〇三五	三	萬葉	まがふ	四二二七	一〇	大伴	大伴
四〇四一	五	タチカモ	タチコモ	四二四八	一二	述懐歌	述懐歌
同	六	カモ	タチコモ	同	一	一頁十一行でなつたのであつたノ誤	
四〇四九	一	ふねさす	みふねさす	同	一	十四行開墾ハ墾開ノ誤	
四〇九六	一〇	進歌十二首	進歌數十二首	二	八	行旅泊ノ下ニ悽愴ヲ脱セリ	

萬葉集新考第八正誤

目次	頁	行	誤	正
二	一	一	ことばの栞	ことばの栞
四三二〇	五	七二八	わがこふる	八二八
四四一〇	三	わがこふる	わがこふる	吾等こふる
四四一三	一	あきかあせの	あきかあせの	あきかあせの
四四一八	四	手寸十名	手寸十名	手寸十名相
四五二八	二	三六の七	三六〇七	三六〇七
四五三八	四	ひとぐには	ひとぐには	ひとぐには
四六六〇	一	同追和歌ノ者	同追和歌ノ者	同追和歌ノ作者
四七二九	下五	足音ノ頁ハ二四二二ナリ		
四七九二	上五	立所	立所	立所
四八一五	上	稲寸	稲寸	稲寸
四八二九	下	をぞ	をぞ	をぞ

四八三五	頁	行	誤	正
四八六一	上七	七武	七武	七歩
		棧	棧	棧

四〇九八	二	結へりし	給へりし
四一二七	五	むかひたち	たちむかひ
四一二九	二	其國、目と	其國、目を
四一七二	二	人臣	人臣
四一八七	三	といふなり	となり
四二〇一	九	肆宴	肆宴
四二二六	一三	守大伴	大伴
四二二七	一〇	大伴	大伴
四二四八	一二	述懐歌	述懐歌

萬葉集新考第六正誤追加

三一九六	同	三二六〇	三三一六	三三七六	三四〇二
一〇	一一	九	六	一一	二
ミソカニ	ミソカニ	麻佐牟	朝夕に	昔の	棘は

頁

行

誤

ヒソカニ	ヒソカニ	麻左牟	朝夕に	昔者の	棘は
正					

正

三四二五	三四六八	三五四七	三五四八	三五五五	三六五二
三	七	七	二	一一	一
こふことを	から確	消損	晋候	云るは	待つ

頁

行

誤

いふことを	から確	消損	晋候	云へるは	待つ
正					

正

正
誤

三



萬葉集新考
第八

昭和四年一月十五日印刷
昭和四年一月十八日發行

三十二

著者 井上通泰
發行者 塚榮次郎
印刷者 岡功
印刷所 凸版印刷株式會社
發行所 國民圖書株式會社

(非賣品)

井上通泰

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

塚榮次郎

東京市下谷區二長町一番地

岡功

東京市下谷區二長町一番地

凸版印刷株式會社

東京市麴町區內幸町一丁目六番地

國民圖書株式會社

電話銀座七八三番

振替東京五二二九八番

5
1

147

531
136

